

平成29年度 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画 (第3期)」に基づく施策の実施状況



©宮城県・旭プロダクション



宮 城 県
平成30年9月

目 次

I	食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）の概要	P 1
II	食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況	P 2
1	安全で安心できる食品の供給の確保	
(1)	生産及び供給体制の確立	
イ	生産者の取組への支援（施策1から施策4）	P 2
ロ	安全安心な農水産物生産環境づくり支援（施策5から施策7）	P 5
ハ	事業者に対する支援（施策8から施策9）	P 7
ニ	震災等からの復興に向けた支援（施策10から施策12）	P 10
(2)	監視指導及び検査の徹底	
イ	生産段階における安全性の確保（施策13から施策16）	P 12
ロ	流通・販売段階における安全性の確保（施策17から施策20）	P 15
ハ	食品表示の適正化の推進（施策21から施策23）	P 18
ニ	食品の放射性物質検査の継続（施策24から施策26）	P 21
2	食の安全安心に係る信頼関係の確立	
(1)	情報共有及び相互理解の促進	
イ	情報の収集、分析及び公開（施策27から施策28）	P 26
ロ	生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策29から施策31）	P 29
ハ	放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進（施策32から施策34）	P 33
(2)	県民参加	
イ	県民総参加運動の展開（施策35から施策37）	P 36
ロ	県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策38から施策39）	P 39
3	食の安全安心を支える体制の整備	
(1)	体制整備及び関係機関等との連携強化（施策40から施策44）	P 41
(2)	みやぎ食の安全安心推進会議（施策45）	P 44
III	実績数値総括表～小分類ごとの主な数値目標及び実績数値（成果）	P 46
IV	施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価	P 56
V	資料編	
1	用語集	P 60
2	みやぎ食の安全安心推進条例	P 71

I 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）の概要

・ 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

・ 計画の目的

みやぎ食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

・ 計画の位置付け

計画は、条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画。

・ 施策の大綱

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。

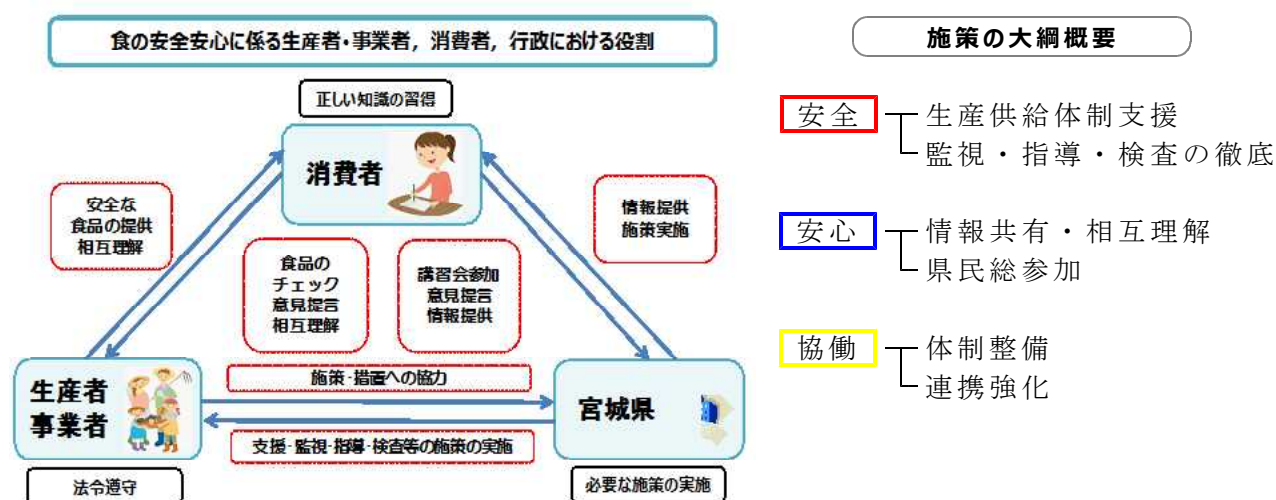
特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしている。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしている。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者等が連携し総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしている。



II 実施状況 施策1～4

II 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

(イ) 食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進（施策1）

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の推進については、認証農産物の販売促進ツールとして法被やのぼりを作成し、取組農産物の販売促進活動に活用したほか、園芸品目の取組を拡大するため生産者・流通業者向けに「園芸研修会」を開催するとともに、特別栽培農産物の取扱店舗の確保や飲食店へPRを行った。

さらに、一般県民を対象とした「消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会」を開催し、環境保全型農業への理解醸成を図った。

また、全国エコファーマーネットワーク主催のエコファーマー全国交流会が大崎市で開催され、後援するとともに本県の環境保全型農業の取組を報告した。（農園）

平成28年度に改めて作成した
「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」のマーク



消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会



特別栽培農産物販売会(仙台市)



【施策1の成果】

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の周知等により、環境保全型農業が推進された。

認証登録面積 2,792ヘクタール（前年比102.9%）

取組件数 409件（前年比104.3%）

周知の具体的な内容

- ・園芸品目の取組拡大に向けた研修会 1回
- ・消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会 1回
- ・特別栽培農産物の取扱店舗(百貨店等)での販売会 3回
- ・「食材王国みやぎ」推進パートナーシップ会議にて飲食店へのPR 1回
- ・エコファーマー全国交流会 1回

II 実施状況 施策1～4

(ロ) 農業生産工程管理（GAP）等の普及拡大（施策2）

農業生産工程管理（GAP）の導入推進に向けて、農業法人等農業者や営農指導員等を対象に農業生産における工程管理（GAP）研修会を2回開催した。また、GAP指導者としての資質向上を図るため、普及指導員等をJGAP指導員基礎研修に派遣した。

6月には「宮城県GAP推進会議」を設置し、関係機関と連携してGAP推進を図るための取組を強化し、7月と1月の2回開催した。また「みやぎGAP推進アドバイザー」制度を創設し、既取得者を委嘱することで、経験的な立場から助言・指導を依頼した。（農園）

グローバルGAP研修会



みやぎGAP推進アドバイザー委嘱状交付式



【施策2の成果】

農業法人等農業者や営農指導員等がGAP研修会に参加し、GAPに対する理解を深め、導入に必要な具体的取組等を習得したほか、普及指導員等がJGAP指導員基礎研修を受講し、GAPの指導に必要な技術を習得した。

GAP研修会参加者	141人
JGAP指導員基礎研修会受講者	15人

(ハ) 農薬の適正使用の推進（施策3）

農薬の適正使用の推進については、農業生産の安定と安全な農産物生産・供給を図るため、農薬使用者を主な対象に、農薬危害防止運動（平成29年6月5日～8月4日）を実施したほか、農薬危害防止研修会や農薬管理指導士養成研修会（認定試験）・更新研修会を開催するなど農薬の適正使用の普及に努めた。（農園）

農薬管理指導士研修会



【施策3の成果】

農薬危害防止運動を実施したことにより、農薬使用者や関係機関・団体、市町村担当者の農薬の適正使用に関する理解が深まった。また、農薬管理指導士の養成研修会、更新研修会を開催したことにより、農薬の適正使用に関する理解が深まるとともに、農薬管理指導士を新規に49人、更新で330人認定した。

農薬危害防止運動資料配付枚数 リーフレット 9,000枚

II 実施状況 施策1～4

【施策3の成果 続き】

農薬管理指導士数	1, 249人
農薬管理指導士養成研修会（認定試験）	1回
農薬管理指導士更新研修会	6回

(ニ) 牛のトレーサビリティシステムの推進（施策4）

生産段階における耳標（個体識別番号）の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体を識別することができるシステム維持のため、耳標装着に係る各種手続き及び登録エラー解消等の支援を行った。（畜産）

耳標を装着した牛



【施策4の成果】

耳標（個体識別番号）の装着が徹底され、牛1頭ごとの生産履歴が把握できる体制が維持され、国産牛肉の信頼性確保が図られた。

本県の飼養頭数

（平成29年2月1日現在、「畜産統計」）

乳用牛19,200頭、肉用牛81,800頭

主な数値目標 1-(1)-イ（施策1から施策4）

項目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
環境保全型農業取組面積（ha）	26,700	24,466	30,000
GAP導入団体数（団体）	43	53	80
耳標の装着率（%）	100	100	100

主な関連事業一覧 1-(1)-イ（施策1から施策4）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
環境にやさしい農業定着促進事業 （農産園芸環境課）	2,675 [2,675]	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を運営するとともに、環境と調和した持続性の高い農業に取り組むエコファーマー等の活動を支援した。
生産工程管理推進事業 （農産園芸環境課）	1,203 [555]	農業生産における工程管理（GAP）研修会を開催するとともに、普及指導員等をJGAP指導員基礎研修に派遣した。
農薬安全使用指導事業 （農産園芸環境課）	1,418 [712]	農薬の適正使用の推進のため、農薬危害防止運動や農薬管理指導士研修会を実施した。

ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援

(イ) 土壌環境適正化の推進 (施策5)

カドミウム基準値超過米（以下、「超過米」という）の発生を抑制するため、超過米が生産されるおそれのある地域の水稻生産者を対象に水稻栽培水管理ごよみを配付するなど、関係機関と連携して湛水管理の徹底を指導した。また、米の出荷前にカドミウム含有量を調査し、超過米が確認された場合は、市場流通しないよう要請するとともに焼却処分するよう指導した。

このほか、国が育成したカドミウム低吸収性イネ品種「コシヒカリ環1号」由来のカドミウム低吸収性を「ひとめぼれ」に導入した県育成品種「東北228号」を現地実証した。（農園）

【施策5の成果】

平成29年産の超過米の発生数量（平成30年3月現在）は、2,767袋（30kg/袋）となり、すべて市場流通しないよう処置した。

(ロ) 家畜伝染病の発生予防の徹底 (施策6)

家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。また、慢性疾病発生低減のための検査・指導を実施した。

高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査としてウイルス分離・抗体検査などを実施するとともに、100羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場を対象に死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発に努めた。

平成29年3月に栗原市の採卵養鶏場において発生した高病原性鳥インフルエンザは、3月27日に防疫措置が完了。4月18日午前0時をもって移動制限区域を解除した。

また、今回の発生経験を踏まえ、統一対応マニュアルの作成や地域ごとに防疫演習を実施したほか、伝染病の侵入防止のため、発生シーズン前（6～10月）に農場を巡回し、飼養衛生管理基準遵守の指導を実施した。（畜産）

【施策6の成果】

延べ345,815頭羽の牛豚鶏を対象に、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、家畜伝染病の発生予防とまん延防止が図られ、安全で高品質な畜産物の生産が確保された。

慢性疾病については、生産性を阻害する疾病群を対象に、牛11戸、豚8戸、鶏4戸で検査を実施し、慢性疾病発生と経済的損失の低減に努めた。

高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査としてウイルス分離・抗体検査などを実施するとともに、100羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場140戸を対象に死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発に努めた。

平成29年3月24日に栗原市の採卵養鶏場において発生した高病原性鳥インフルエンザは、27日に防疫措置が完了。その後、4月18日午前0時をもって移動制限区域（発生農場から3km圏内）を解除した。発生農場では、清浄性を確認後、7月から順次、鶏の導入が開始され、11月までに約26万羽の導入を完了。経営が再開された。

(ハ) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進 (施策7)

食中毒の原因となる貝毒について、宮城県漁業協同組合と連携し、効果的な監視体制を維持して、貝毒プランクトン調査及び貝毒検査の結果を共有するとともに、ホームページ等により県民への情報提供を行い、食中毒の未然防止に努めた。

II 実施状況 施策5～7

また、漁業協同組合が自主的に実施するノロウイルスの検査強化の取組（ノロウイルス頻発期の12月から3月に検体数を倍増）を支援するとともに、漁業協同組合と連携しホームページ等により県民への情報提供を行った。（水整）

【施策7の成果】

漁業協同組合では、県沿岸域を14海域に区分し、海域ごとにノロウイルス検査を行い、陽性の場合は加熱用として出荷し、ノロウイルスを原因とする食中毒の未然防止が図られた。

また、貝毒検査値が自主規制値を超えた場合には、生産者関係団体が出荷自主規制措置を実施したことにより、貝毒を原因とする食中毒の未然防止が図られた。

ノロウイルス自主検査検体数 1,070検体（うち陽性反応80検体）

麻痺性貝毒検査 337検体（うち規制回数9回）

下痢性貝毒検査 240検体（うち規制回数5回）

貝毒プランクトン調査 74回

（北部34回、中南部30回、仙台湾全域10回）

主な数値目標 1-(1)-ロ（施策5から施策7）

項 目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率（%）	100	100	100

主な関連事業一覧 1-(1)-ロ（施策5から施策7）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
農用地土壌汚染対策推進事業 （農産園芸環境課）	17,120 [17,120]	カドミウムの吸収抑制対策として水田の湛水管理の徹底を図るとともに、米のカドミウム含有量を調査し、超過米は市場流通しないよう処分した。
土壌由来リスク管理事業 （農産園芸環境課）	3,148 [1,724]	国が育成したカドミウム低吸収性イネ品種「東北228号」の特性を現地実証した。また、米以外の農作物について、吸収抑制技術確立に向けた試験を行った。
家畜伝染病予防事業 （畜産課）	83,516 [57,316]	家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病、家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図った。
家畜衛生対策事業 （畜産課）	24,201 [18,015]	家畜の慢性疾病の発生低減のための検査・指導を実施した。
有用貝類毒化監視・販売対策事業 （水産業基盤整備課）	10,383 [5,622]	貝毒プランクトン調査を実施し、貝毒監視体制の強化を図った。また、貝毒検査（カキ・ホタテ・マボヤ等）を実施し、生産物の安全確保を行った。
生ガキ衛生管理対策事業 （水産業基盤整備課）	3,870 [3,870]	漁業協同組合が実施しているノロウイルス自主検査について、ノロウイルス頻発期（12月～3月）の検体倍増分に対する定額補助を行い、検査密度の強化が図られた。

ハ 事業者に対する支援

(イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進（施策8）

HACCPの普及啓発を図るため、食品等事業者が積極的にHACCPに取り組めるよう、みやぎHACCPを活用した。また、事業者に対し講習会を開始し、HACCPへの理解醸成、具体的手法等について周知した。

HACCPの導入を検討している事業者に対しては、保健所において説明を行い、広域食品監視チーム（WAF T）等を活用し指導助言を行った。（食暮）

また、水産加工業におけるHACCPの普及促進を図るため、水産加工業者を対象としたHACCP講習会（専門家による講演）を開催した。併せて、HACCP認証取得を希望する水産加工業者を支援した。（水振）

HACCP研修会



みやぎHACCP認証マーク

HACCP講習会の様子(水産)



【施策8の成果】

国がHACCPの制度化を盛り込んだ食品衛生法の改正を行うとの方向性が示され、原則的に全ての食品事業者に一般衛生管理に加え、HACCPによる衛生管理の実施を求めることとなった。このため、より多くの事業者にHACCPに対する理解を得る必要があることから、例年開催している研修会を内容を変えて計3回実施し、事業者のHACCP導入レベルに応じた研修内容としたほか、実習を取り入れるなどにより効果的な研修とし、事業者の理解を深めた。

みやぎHACCPに関しても、引き続きHACCP導入のツールとして活用されるよう、認証取得に向けて助言指導に当たった。（食暮）

平成29年度は気仙沼、石巻、塩釜、南三陸の県内4地区において、水産加工業者を対象としたHACCP講習会（専門家による講演）を開催した。

また、HACCP認証取得を目指す水産加工業者6者に対して、専門家による工場診断や認証取得にかかる経費等を支援した。（水振）

II 実施状況 施策8～9

【施策8の成果 続き】

みやぎHACCP認証件数

プレミアム認証件数	3件
ステップ3認証件数	10件
ステップ2認証件数	8件
ステップ1認証件数	8件

HACCP研修会

HACCP導入済事業者（フォローアップ研修）	28社	36人	仙台市
輸出希望事業者（実務研修）	25社	35人	石巻市
HACCP未導入事業者（基礎研修）	83社	107人	大崎市

（ロ） 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大（施策9）

県産食材を積極的に利用し、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、使用する県産食材の産地等をメニュー等で表示する取組を推進した。（食産）

食材王国みやぎ地産地消店表示板



地産地消推進店

<http://www.foodkingdom-miyagi.jp/suisinten/index.html>

食材王国みやぎホヤ PR チラシ



【施策9の成果】

地産地消推進店については、426店舗が登録されており、県産食材の消費拡大が図られた。（食産）

主な数値目標 1 - (1) -ハ（施策8から施策9）

項目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
HACCP研修会参加施設数（施設）	66	136	200
地産地消推進店登録店舗数（店）※	241	426	400

※基準値は、平成24年度、目標値は、平成29年度

Ⅱ 実施状況 施策8～9

主な関連事業一覧 1-(1)-ハ(施策8から施策9)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
H A C C P 定着事業 (食と暮らしの安全推進課)	891 [891]	食品等事業者に対しH A C C P による衛生管理を普及・啓発するための研修会を実施した。
食育・地産地消推進事業 (食産業振興課)	6,139 [5,781]	食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業を推進するとともに、地産地消推進店と連携し県産食材のPRキャンペーンを展開し、地産地消の取組を推進した。
水産加工業者のH A C C P 普及推進事業 (水産業振興課)	1,827 [1,827]	水産加工業者のH A C C P 認証取得促進のため、専門家派遣、認証取得経費等を支援した。

II 実施状況 施策10～12

ニ 震災等からの復興に向けた支援

(イ) 市町村・農業者等への営農対策支援（施策10）

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射能汚染が懸念されるため、主要県産農産物等を対象に放射性物質濃度を把握し、安全確認を行った。また、放射性物質濃度のデータ等を活用し、営農対策等について検討した。（農園）

【施策10の成果】

国や関係機関等と連携し、農産物の放射性物質検査を実施した結果、基準値を超過したものはなく、農産物の安全が確認された。県内農地土壌を対象に定点調査を実施するとともに、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策を行った。

(ロ) 水産関係の施設等の整備支援（施策11）

東日本大震災により被災した共同利用施設について国の補助事業を活用し、荷揚げクレーン、漁具倉庫等4施設（繰越事業を含む。）の復旧整備に対する支援を行った。

なお、浄化施設を備えた共同カキ処理場については、復旧を計画していた41施設が平成27年度までに全て復旧済している。（水整）

荷揚げクレーン



【施策11の成果】

震災からの復興に向け、漁業協同組合等が共同利用施設として復旧を進める養殖関連施設の整備を支援し、養殖業の復旧・復興を推進した。

平成29年度完成施設数 4施設（繰越事業を含む。）

(ハ) 特用林産物の生産再開への支援（施策12）

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達を支援したほか、安全な原木しいたけ栽培に必要な施設の整備及び資機材の購入を支援した。また、原木しいたけの出荷制限解除に必要な生産工程管理等の研修会を開催するとともに、巡回による個別の生産指導を実施した。（林振）

県外産原木の搬入状況



栽培施設の整備



【施策12の成果】

研修会や個別の生産指導を通じて、生産者の安全安心な栽培方法に関する理解が図られ、新たに10名の出荷制限解除が実現し、これまでに延べ13市町村で39名が生産再開を果たした。

無汚染原木の購入本数	173千本
生産工程管理に必要な資機材等の購入支援	4件
生産工程管理等の研修会開催	7回

主な関連事業一覧 1-(1)-ニ(施策10から施策12)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
農産物放射能対策事業 (農産園芸環境課)	14,673 [14,673]	農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等を対象とした放射性物質の濃度を把握し安全性を確認したほか、今後の営農対策の検討に資するデータとして活用した。
水産業共同利用施設復旧整備事業 (水産業基盤整備課)	50,866 [8,500]	荷揚げクレーン、共同漁具倉庫等4施設の共同利用施設整備を支援した。
特用林産物放射性物質対策事業(うち生産再開等支援) (林業振興課)	91,357 [0]	安全な生産資材及び無汚染原木の購入に対する事業を導入し、原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除等に向け生産者を支援した。
特用林産物産地再生支援事業 (林業振興課)	3,304 [3,304]	生産者が行う安全安心な特用林産物の生産に必要な資材の購入等を支援した。

II 実施状況 施策13～16

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産段階における安全性の確保

(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化(施策13)

安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬販売者を対象に農薬の保管管理や展示販売等について、また、農薬使用者を対象に農薬使用基準の徹底や農薬の保管管理等について、農薬取締法に基づく立入検査を実施した。(農園)

安全安心な養殖魚の生産体制を構築するため、魚類養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導を行った。(水整)

【施策13の成果】

(農業関係)

農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査を実施したことにより、適正な販売方法及び使用方法について理解が深まった。

農薬販売者に対する立入検査数 304件(農薬販売者数965)

農薬使用者に対する立入検査数 99件

(水産関係)

魚類養殖業者への巡回指導を行い、内水面養殖場では、水産用医薬品が適正に使用されていることを確認した。また、海面においては無投薬養殖であり、安全安心な養殖魚の生産が行われていることを確認した。

魚類養殖業者の巡回指導 40経営体(全経営体)

(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施(施策14)

家畜用飼料の安全性確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「飼料安全法」という)に基づき、飼料製造工場などへの立入検査を行った。(畜産)

また、養殖用飼料の安全性確保のため、養魚用の配合飼料及び養魚用飼料の原料となる魚粉の製造工場への立入、収去検査を行った。(水整)

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料取締法に基づき、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を行った。(農園)

飼料の収去作業状況



【施策14の成果】

(飼料 畜産関係)

飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を50か所実施した。また、立入時に収去した飼料の分析検査を28点実施し、このうちBSE発生防止に係る検査として、牛用飼料への動物由来たんぱく質混入検査を8点実施した。

立入検査の結果、飼料安全法に基づく重大な違反(危害物質の混入や飼料の成分不足等)は確認されなかった。

飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査 50件(製造工場数38)

飼料の分析検査 28点

うち動物由来たんぱく質混入検査 8点

(飼料 水産関係)

養魚用の配合飼料及び養魚用飼料の原料となる魚粉製造工場の立入検査及び飼料の収去検査を実施し、飼料安全法に基づく違反等は無く、養魚用飼料の安全性を確認した。

養魚用配合飼料及び魚粉製造工場への立入検査 10件(製造工場数10)

養魚用配合飼料及び魚粉の分析検査 9件

【施策14の成果】(続き)

(肥料 農業関係)

肥料生産業者への立入検査を29件実施し、そのうち収去検査は29点実施した結果、肥料取締法に基づく重大な違反は確認されなかった。

肥料生産業者への立入検査	29件	(生産業者数815)
収去検査(特殊肥料)	29点	県届出肥料
違反件数	0点	

(ハ) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導(施策15)

動物用医薬品の適正使用のため、動物用医薬品販売業の立入検査及び適正使用に関する指導を行った。(畜産)

【施策15の成果】

動物用医薬品販売業者への監視指導と立入検査により、動物用医薬品の適正な流通が図られた。

動物用医薬品等販売業立入検査	105件	(販売業者数355)
----------------	------	------------

(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施(施策16)

高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング検査及び強化モニタリング検査を実施した。また、県内養鶏農場から定期的に死亡羽数の報告を求め、異常を早期発見する体制を維持した。(畜産)

【施策16の成果】

定点モニタリング検査として、県内12か所の農場において、毎月1回ウイルス分離検査と抗体検査を実施した。また、強化モニタリング検査として、県内で100羽以上の鶏を飼養する農場から抽出し、年1回の抗体検査を実施した。

さらに、県内で100羽以上の鶏等を飼養する全ての農場140戸から、毎月1回以上1週間の死亡羽数等について報告を求め、異常の早期発見と通報に努めた。

定点モニタリング検査戸数	12戸	(1,440羽)
強化モニタリング検査戸数	30戸	(300羽)
死亡羽数の報告戸数	140戸	

1-(2)-イ(施策13から施策16) 主な数値目標

項目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
肥料成分不足・違反点数違反割合(%)	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数(件)	2	2	0

Ⅱ 実施状況 施策13～16

主な関連事業一覧 1-(2)-イ(施策13から施策16)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
農薬安全使用指導事業 (農産園芸環境課)	1,418 [712]	安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬取締法に基づく立入検査を実施した。
流通飼料対策事業 (畜産課)	1,041 [921]	飼料製造・販売事業場への立入検査及び収去飼料の分析検査を実施した。
養殖衛生管理体制整備事業 (水産業基盤整備課)	2,080 [1,094]	魚類防疫会議を開催し、養殖業者の防疫意識の向上を図るとともに養魚場の巡回指導を行い適正養殖管理を指導した。また、養魚用飼料生産工場の立入、収去検査を実施し、飼料の安全性を確認した。
肥料検査取締業務 (農産園芸環境課)	393 [393]	肥料生産業者への立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を実施した。
動物用医薬品等取締指導事業 (畜産課)	280 [280]	動物用医薬品販売業者への立入検査を実施し、適正な流通が図られるよう指導を行った。
家畜伝染病予防事業 (再掲) (畜産課)	83,516 [57,316]	家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病、家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図った。
家畜衛生対策事業 (再掲) (畜産課)	24,201 [18,015]	家畜の慢性疾病の発生低減のための検査・指導を実施した。

ロ 流通・販売段階における安全性の確保

(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底（施策17）

監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する計画的かつ効果的な監視及び指導、規格基準検査を実施した。また、定期的に食品衛生担当者会議等を開催し、業務の進捗状況の管理や情報の共有を行い事業の最適化を図った。

食中毒予防月間には、広域流通食品の製造施設等を対象として一斉監視を行うとともに、保健所の食品衛生監視員による講習会やパンフレットの配布等により啓発活動を行った。また、牛レバーや豚肉及び豚内臓の生食禁止、鶏肉の加熱徹底などについて指導を行った。（食暮）

【施策17の成果】

飲食店及び製造施設等に対する計画的な監視指導や食中毒の予防啓発を行った結果、事業者の衛生管理に対する意識が高るとともに、飲食に起因する異物混入等の事故発生防止が図られた。

飲食店及び食品製造施設等に対する監視指導

施設数 22, 612施設（うち重点監視施設446施設）

監視延べ件数 21, 022件（うち重点監視施設延べ監視件数978施設）

※ 重点監視施設

大規模食中毒が発生するおそれのある施設の他、不良・違反食品多発業種や広域に流通する食品を製造・加工する施設などから各保健所が指定する。

(ロ) 食品検査による安全性の確保（施策18）

食品の安全を確保するため、輸入食品をはじめ県内に流通する食品について、食品衛生法に基づく規格基準検査や食品中に残留する農薬、添加物などの検査を実施し、基準逸脱や誤った表示が記載された食品の流通を防止した。

また、検査に使用する機器の維持管理や検査の精度管理を実施し、その信頼性の確保に努めた。（食暮）

食品の細菌検査の様子



【施策18の成果】

県内で生産・製造された食品や流通している輸入食品等の規格基準等の収去検査等を実施し、食品の安全性を確保した。

検査の結果、基準逸脱や不適切な表示であることが判明した食品5件については、基準に適合するよう改善指導を実施した。

収去検査 細菌検査 1, 404検体

理化学検査 2, 044検体

特殊有害物質検査 211検体

うち残留農薬検査 81検体

うち輸入食品検査 121検体（147件の検査を実施）

II 実施状況 施策17～20

(ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE対策を含む）の徹底（施策19）

食鳥検査の様子

安全で衛生的な食肉及び食鳥肉を供給するため、と畜検査、食鳥検査を実施した。また、かきによる食品事故を未然に防ぐため、かきの採取海域の加工基準の確認、かき処理場等の監視指導及び収去検査を実施し、生食用かきの規格基準の遵守並びにその取扱いの指導を図った。

BSE対策としては、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、神経症状等の有無の確認及び特定危険部位の除去の徹底を図った。（食暮）



【施策19の成果】

かき処理場等の施設の監視指導やかきの検査等により、基準に適合しないかきの流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を防止した。また、と畜検査やと畜場の監視指導及び食鳥検査等により、不適格な食肉の流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を防止した。

（かき関係）

かき処理場	79施設	延べ監視件数	162件
かき袋詰め業者	93施設	延べ監視件数	148件
かき入札場	3施設	延べ監視件数	4件

（食肉関係）

と畜場法等に基づくと畜場の監視指導	年2回（重点監視）
食肉輸送車の監視	34台（全車両）

（食鳥処理施設関係）

食鳥処理場の監視	月1回（重点監視）
認定小規模食鳥処理場の監視	年10回

（BSE関係）

BSE検査（24か月齢超で神経症状等が疑われた牛のみ実施） （県食肉衛生検査所分）	0頭
--	----

(ニ) 米穀事業者の監視指導の徹底（施策20）

米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と「米穀の流通監視業務に係る国と宮城県との申し合わせ」を取り交わし、連携しながら立入検査を行った。

平成29年度は、産地情報の伝達や取引等の記録の記載漏れがあった宮城県域事業者（生産者、小売業者、飲食業者等）71件に対して指導を行った。

宮城県域事業者が参加する研修会などを通じて、資料配布や説明を行うなど制度の周知徹底及び制度を遵守することに対する啓発を行った。（農園）

【施策20の成果】

米トレーサビリティ法に関する指導件数	71件
--------------------	-----

Ⅱ 実施状況 施策17～20

主な数値目標 1-(2)-ロ(施策17から施策20)

項 目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
食品営業施設の監視指導率(%)	100	137	100
食品検査率(%)	100	99.8	100
かき処理場等の監視指導率(%)	100	144	100

主な関連事業一覧 1-(2)-ロ(施策17から施策20)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
食品営業施設取締指導事業 (食と暮らしの安全推進課)	11,503 [11,503]	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。
食中毒防止総合対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	9,626 [9,626]	食中毒による危害の発生を防止するため、啓発用のチラシを作成・配布するとともに、観光地大型旅館や集団給食施設に対する監視指導や講習会を実施した。
食品検査対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	22,271 [22,271]	安全で衛生的な食品を供給するため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
と畜食肉検査費 (食と暮らしの安全推進課)	37,316 [37,316]	安全で衛生的な食肉を供給するため、動物用医薬品等の残留や腸管出血性大腸菌保菌検査等を実施した。
食鳥肉検査費 (食と暮らしの安全推進課)	2,065 [2,065]	安全で衛生的な食鳥肉を供給するため、動物用医薬品等の残留検査等を実施した。
かき処理指導事業 (食と暮らしの安全推進課)	3,229 [3,229]	かきによる衛生上の危害の発生を防止するため、かき処理場等の監視指導及び生食用かき等のノロウイルス検査等を実施した。
牛海綿状脳症検査事業 (食と暮らしの安全推進課)	1,362 [1,362]	安全で衛生的な食肉を供給するため、と畜前の生体検査により神経症状、全身症状を確認した。
米穀の流通監視業務 (農産園芸環境課)	0 [0]	国と連携し、立入調査等による指導の徹底と研修会等を通じた制度の周知徹底を図った。

II 実施状況 施策 2 1～2 3

ハ 食品表示の適正化の推進

(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施（施策 2 1）

食品表示法に基づく表示に関し、衛生事項、品質事項、保健事項について、それぞれ所管する部署において、事業者からの相談対応及び監視指導等を行った。

衛生事項については、適正な表示を確保するため、各保健所・支所において、食の 1 1 0 番に寄せられた情報に基づき、又は通常立入の中で、食品表示法及び食品衛生法に則り、製造所や販売店舗等における食品表示の遵守状況等の点検、監視指導を行った。

特に、アレルギー物質の表示不備を防止するために使用原材料の確認の徹底を図ったほか、食品衛生責任者等を対象とした講習会の中でも、衛生事項における食品の適正な表示の遵守・徹底を指導した。

品質事項については、国及び県に設置している食品表示 1 1 0 番等に寄せられた被疑情報について、国、市町村等の関係機関と連携し、食品表示法並びに不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という）に基づく調査を実施し、事業者に対して必要な指導を行った。（食暮）

保健事項及び健康増進法に基づく表示については、栄養成分表示や健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者に対する相談、指導を行い、食品表示の適正化に努めた。（健推）

また、輸入生かきの混入による産地偽装を防止するため、宮城県産生かき適正表示協会会員に対して、輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導を実施の上、調査結果を県ホームページで公開し、産地偽装の防止と宮城県産生かきの信頼性向上に努めた。（食暮）

【施策 2 1 の成果】

（衛生事項）

事業者の指導を行うとともに、食の 1 1 0 番を通じて、適切な調査・指導を行った結果、食品表示の適正化につながった。

食の 1 1 0 番への食品表示に関する相談及び通報等 9 7 件

（品質事項）

食品表示 1 1 0 番等への情報提供に基づき、関係機関と連携して 1 2 件の調査を実施し、必要な指導を行った結果、事業者の食品表示の適正化につながった。

また、宮城県産生かき適正表示協会会員のうち 1 3 事業者を対象に調査を実施した結果、偽装・混入は確認されず、宮城県産生かきの信頼性の確保が図られた。

食品表示 1 1 0 番等への情報提供に基づく調査 1 2 件

輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導 1 3 件

（保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止）

食品関連事業者に指導を行い、食品表示の適正化を図った。

栄養成分表示に関する指導 1 0 件

健康保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する指導 5 件

(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施（施策 2 2）

みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から 1 0 0 人を食品表示ウォッチャーとして委嘱し、食品表示法に基づく義務表示の状況についてモニタリング調査を実施した。平成 2 9 年 6 月から 1 2 月までの 7 か月間、それぞれ毎月 2 店舗、各 5 品目を調査し、不適正表示の疑義があった事業者に対しては、確認調査を実施し、必要な指導を行った。

モニタリング調査に当たっては、業務説明会で表示に関する研修を実施したほか、食品表示ウォッチャーだよりを発行し、食品表示の知識の提供及び調査結果のフィードバックを行った。（食暮）

食品表示ウォッチャー業務説明会



【施策 2 2 の成果】

食品表示ウォッチャーにより、延べ 1, 314 店舗において食品表示（品質事項）に関するモニタリング調査を行った結果、21 件について不適の疑いありと報告があった。報告内容を県で確認の上、必要な調査を行い、3 件の改善指導を行うことで、不適正な表示が是正された。

なお、県に措置権限がない 4 件については、速やかに所管する行政機関に情報を提供し、管轄の行政機関により必要な調査・指導が行われ、適正表示の普及啓発が図られた。

食品表示ウォッチャーに対しては、業務説明会や食品表示ウォッチャーだよりで食品表示に関する知識を提供することで、知識向上と理解が深まった。

食品表示ウォッチャーの委嘱数	100人
食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査	1,314店舗
うち不適の疑いありの報告	21件
うち県による改善指導	3件

（ハ）食品表示に関する研修会等の実施（施策 2 3）

事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に講師として職員を派遣したほか、食の安全安心セミナーにおいて加工食品の原料原産地表示の説明を行った。また、年間を通じて消費者や事業者からの食品表示に関する相談に対応し、適正表示の普及と指導を行った。（食暮）

さらに、食品表示法及び健康増進法に基づく栄養成分表示や健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者や県民に対して研修会やホームページ等で情報提供を行い、適正な食品表示に関する普及啓発を行った。（健推）

県民向け栄養成分表示等に関するリーフレット



II 実施状況 施策21～23

【施策23の成果】

食品表示に関する研修会等に講師を11回派遣し、計668人の参加があった。また、食の安全安心セミナーにおいて食品表示制度の説明を行い、消費者等の理解を深めた。食品表示110番への消費者や事業者からの表示内容や表示方法に関する相談及び通報等356件に対応し、適正表示の普及啓発が図られた。(食暮)

さらに、栄養成分表示に関する研修会は22回、761人、虚偽誇大広告等の禁止に関する研修会は2回、116人に対し実施したほか、県ホームページや広報誌等により適正な食品表示について周知を図った。(健推)

食品表示に関する研修会への講師派遣	11回
食品表示に関する研修会や説明会の開催	1回
栄養成分表示に関する研修会	22回
虚偽誇大広告等の禁止に関する研修会	2回
食の110番への食品表示に関する相談及び通報等	97件
食品表示110番への相談及び通報等	259件
栄養成分表示に関する相談	181件
健康増進法に基づく健康の保持増進効果に関する	
誇大広告の禁止に関する相談	22件

※研修会等は、衛生事項、品質事項、保健事項の重複を含む。

主な数値目標 1-(2)-ハ(施策21から施策23)

項目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
食品表示適正店舗数の割合(%)	99.3	99.8	100
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数(回)	8	12	20

主な関連事業一覧 1-(2)-ハ(施策21から施策23)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
食品営業施設取締指導事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	11,503 [11,503]	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。
食の110番 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付け、相談者へ正しい情報の提供、法令違反・疑義情報に対する指導等を行った。
食品表示適正化事業 (食と暮らしの安全推進課)	616 [616]	「食品表示110番」等に寄せられた被疑情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。
栄養成分表示適正化事業 (健康推進課)	414 [414]	食品表示法及び健康増進法の規定による栄養成分表示や健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止について、普及啓発及び相談・指導等を実施した。

ニ 食品の放射性物質検査の継続

(イ) 農林水産畜産物等の検査（施策24）

厚生労働省食品安全部長通知「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき，県内で生産される主要な農産物，林産物，畜産物，水産物等について，四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め，検査を実施した。

検査に当たっては，試験研究機関にゲルマニウム半導体検出器（精密検査機器），地方機関及び県内の主要魚市場にNaIシンチレーションスペクトロメータ等（簡易検査機器）を配置して検査を実施し，安全性が確認された食品の流通に努めた。検査で基準値を超過したときは，県が出荷自粛を要請する等生産物が市場に流通しないようにした。

また，放射性物質検査の計画・結果は，県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等で，速やかに公表した。（食産）

なお，ニホンジカ肉の出荷制限指示及び一部解除に伴い，平成30年1月から出荷対象となるニホンジカ肉の放射性物質全頭検査を実施した。（自保）

サンプルチェンジャー付微量放射能測定装置による食肉市場での牛肉検査（畜産）



委託機関による放射性物質検査の状況（林産物）



【施策24の成果】

各機関等に設置した検査機器の維持管理等を行い，検査体制の整備について引き続き実施した。

ゲルマニウム半導体検出器及び地方機関等に配置したNaIシンチレーションスペクトロメータにより，県産農林水産物の放射性物質検査を行い，結果をホームページ等で公表し，県民の不安の解消に努めた。（食産）

II 実施状況 施策24～26

【施策24の成果 続き】

区分	検査対象	基準値 Bq/kg	検査 点数	基準値 超過数	精密 簡易	基準値超過品目
農産物	野菜類, 果実類, 穀類	100	1,579	0	精密	
		50	689	0	簡易	
畜産物	原乳 牛肉	50	115	0	精密	
		100	26,165	0	簡易	
林産物	きのこ, 山菜類ほか	100	944	21	精密	クサソテツ(ココミ), コシアブ ラ, タケノコ, チャナメツムタケ
		50	80	2	簡易	
水産物	海産魚種, 内水面魚類(県実施分) 海産魚種(市場実施分)	100	2,118	0	精密	
		50	19,882	0	簡易	
野生鳥 獣	イノシシ肉等 ニホンジカ肉	100	139	28	精密	
			34	0		

* 農産物, 林産物, 水産物の簡易検査の基準値とは, 精密検査実施目安(スクリーニングレベル)のことで, 食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」の一般食品の1/2(50Bq/kg)のこと。

(農産関係)

(農園)

検査対象 県内産の野菜類・果実類, 穀類

検査概要	精密検査	米	74点	うち基準値超過	0点
		大豆	77点	うち基準値超過	0点
		そば	35点	うち基準値超過	0点
		麦類	12点	うち基準値超過	0点
		野菜類	1,292点	うち基準値超過	0点
		果実類	89点	うち基準値超過	0点
	簡易検査	野菜類・果実類	689点	うち精密検査実施目安の超過	0点

検査結果 基準値を超過したものはなく, 農産物の安全が確認された。

(畜産関係)

(畜産)

検査対象 県内産の原乳及び牛肉

検査概要	精密検査	原乳	115点	うち基準値超過	0点
	簡易検査等	牛肉	26,165頭	うち基準値超過	0点

検査結果 基準値を超過したものはなく, 畜産物の安全が確認された。

(林産物関係)

(林振)

検査対象 県内産のきのこ・山菜類

検査概要	精密検査	きのこ・山菜類	944点	うち基準値超過	21点
	簡易検査	きのこ・山菜類	80点	うち精密検査実施目安の超過	2点

検査結果 基準値を超過した品目の大部分は, 出荷制限解除のためのデータ収集目的のもの等であり, 市場には流通していない。

(水産関係)

(水振)

検査対象 県内で水揚げされる水産物

検査概要	精密検査		2,118点	うち基準値超過	0点
	簡易検査	海産魚種, 内水面魚類	19,882点	うち精密検査実施目安の超過	0点

【施策24の成果 続き】

検査結果 基準値を超過したものはなく、水産物の安全が確認された。

(野生鳥獣関係)

(自保)

検査対象 県内で捕獲された野生鳥獣（イノシシ等）の肉及び出荷対象となるニホンジカの肉

検査概要	精密検査	イノシシ等	139点	うち基準値超過	28点
		ニホンジカ	34点	うち基準値超過	0点

検査結果 イノシシ等において基準値を超過した品目は、すでに出荷が制限されており、市場に流通していない。

ニホンジカについては、基準値を超過したものはなく、安全が確認された。

(ロ) 流通食品の検査 (施策25)

「平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内に流通する食品について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、検査を実施した。(食暮)

【施策25の成果】

検査を実施した結果、流通食品における基準値超過はなかった。結果をホームページ等で公表し、県民の不安の解消に努めた。

検査対象 県内に流通する牛乳、清涼飲料水（ミネラルウォーター）、乳児用食品、一般食品等

検査概要	精密検査	飲料水、牛乳、乳児用食品	90点	うち基準値超過	0点
	簡易検査	一般食品	198点	うち基準値超過	0点
		豚肉、めん羊肉、山羊肉	109点	うち基準値超過	0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、県内における流通食品の安全が確認された。

(ハ) 学校給食等の検査 (施策26)

児童生徒等のより一層の安全安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、ホームページや学校給食だより等に測定結果を掲載することによって、学校や保護者と情報の共有に努めた。(スポ健)

児童らのより一層の安全安心の確保を図る観点から、児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の濃度を把握するため、給食一食分全体について事後検査を実施し、検査結果をホームページに掲載した。(子育て)

【施策26の成果】

学校給食用食材のサンプル測定（簡易検査による事前測定）を774点を測定し、すべて精密検査の目安（50 Bq/kg）以下であった。

測定結果は、課のホームページ等で速やかに公表することで、学校給食用食材の安全性について、県民に知らせることができた。

検査対象 県内で提供される学校給食用食材のサンプル

検査概要 簡易検査 774点 うち基準値超過 0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、県内における学校給食用食材のサンプルの安全が確認された。(スポ健)

県立児童福祉施設（1施設）、市・町立保育所（2施設）及び私立保育所（1施設）において、1回ずつ（延べ3件）放射性物質検査を実施し、結果をホームページに掲載した。施設や保護者との情報共有が図られるとともに、安心感の醸成につながった。

II 実施状況 施策24～26

【施策26の成果 続き】

検査対象	県立児童福祉施設等で提供される学校給食一食全体		
検査概要	簡易検査	3点	うち基準値超過 0点
検査結果	基準値を超過したものはなく、安全が確認された。(子育て)		

※ 放射性セシウムスクリーニング法

食品などに含まれる放射性セシウム濃度が基準値以下であるかどうかを判別する方法で、スクリーニングレベル（基準値の1/2）以下である食品を基準値以下と判定できるように機器の性能要件等が定められている。多数の検体の放射性セシウム濃度を測定する必要があるため、ゲルマニウム半導体検出器よりも短時間で測定できるNaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いることが多く、簡易検査と呼ばれる場合もある。

なお、県産農林水産物の放射性物質測定は、精密検査と簡易検査を並行して実施しており、簡易検査で、国が定める基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された場合に、精密検査を行うこととしている。

※ 検査使用機器

- 精密検査：ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査
 簡易検査：NaIシンチレーションスペクトロメータ，
 CsIシンチレーションスペクトロメータ等

※ 食品中の放射性物質に関する基準値（平成24年4月1日から）

放射性セシウム（セシウム134，137）

飲料水	10 Bq/kg	
牛乳	50 Bq/kg	
乳児用食品	50 Bq/kg	
一般食品	100 Bq/kg	（農産物，水産物，林産物，牛肉，豚，めん山羊，野生鳥獣肉流通食品等）

主な数値目標 1-(2)-ニ（施策24から施策26）

項目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	154	100
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100

II 実施状況 施策24～26

主な関連事業一覧 1-(2)-ニ(施策24から施策26)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
県産農林水産物放射性物質対策事業 (食産業振興課)	4,439 [4,439]	県産農林水産物の放射性物質検査を実施し、県ホームページで公表した。
農産物放射能対策事業 (再掲) (農産園芸環境課)	14,673 [14,673]	国の検査計画に関するガイドラインの考え方に基づき、農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等の放射性物質検査を実施し、安全性を確認したほか、今後の営農対策の検討に資するデータとして活用した。
肉用牛出荷円滑化推進事業 (畜産課)	102,167 [102,167]	県産牛全頭の放射性物質検査及び廃用牛生体の放射性物質検査を行った。
放射性物質影響調査事業 (畜産課)	6,912 [6,912]	原乳及び牧草の放射性物質検査を実施した。
特用林産物放射性物質対策事業(うち放射性物質検査) (林業振興課)	5,583 [5,583]	国の検査計画の考え方に基づき、県産特用林産物の放射性物質検査を実施した。
水産物安全確保対策事業 (水産業振興課)	14,063 [14,063]	県産水産物の安全性を確認して風評被害を防止するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施した。
水産物放射能対策事業 (水産業振興課)	1,631 [1,631]	放射能に係る水産物の安全性を確認するため、出荷制限魚種等の入手困難なサンプル検体を漁業調査指導船により採取し、検査を実施した。
野生鳥獣放射能対策事業 (自然保護課)	1,243 [1,243]	有害鳥獣捕獲等で捕獲したイノシシ等の野生鳥獣から検査用の肉を採取し、専門事業者において放射性物質モニタリング検査を実施し、その結果を公表した。 また、ニホンジカ肉の出荷制限一部解除の対象となった食肉加工処理業者が受け入れたすべてのニホンジカから検査用の肉を採取し、専門事業者において放射性物質全頭検査を実施し、その結果を公表した。
放射性物質検査対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	4,732 [4,732]	放射性物質の検査機器を維持・管理し、検査体制を整備した。また、県食肉衛生検査所で検査される県産牛全頭及び豚等について放射性物質検査を実施した。県内に流通する加工食品について、収去検査等を実施した。
学校給食安全・安心対策事業 (スポーツ健康課)	4,560 [4,560]	学校等が給食に使用する食材の放射性物質の有無について、事前測定を実施した。
児童福祉施設等給食安全・安心対策事業 (子育て支援課)	458 [0]	検査を希望する児童福祉施設等(延べ3施設)の給食の事後検査を実施した。

II 実施状況 施策27～28

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供（施策27）

みやぎ食の安全安心消費者モニターにアンケートを実施したほか、セミナーや研修会等で参加者にアンケートを実施した。また、食の安全安心に関する情報の県ホームページへの掲載やマスコミへの資料提供において、迅速でわかりやすい情報提供に努めた。（食暮）

食に関する情報やイベントの開催について、「食材王国みやぎ」ウェブサイト及び公式フェイスブック、インスタグラムで情報提供を行った。（食産）

消費者モニターアンケート



食材王国みやぎウェブサイト



<http://www.foodkingdom-miyagi.jp/index.html>

食材王国みやぎ公式フェイスブック



食材王国みやぎインスタグラム



【施策27の成果】

消費者モニターを対象としたアンケートや研修会等の参加者を対象としたアンケートを実施し、県民の意向を把握した。また、県ホームページへの掲載やマスコミへの資料提供などにより、速やかな情報提供を行った。（食暮）

「食材王国みやぎ」ウェブサイトのコンテンツの追加や情報更新、フェイスブック及びインスタグラムを活用した新鮮な情報の発信に努め、効果的に食に関する情報発信を行うことができ、平成30年3月末で、399,193件のアクセス件数となった。（食産）

(ロ) 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表 (施策 28)

平成 29 年度食品衛生監視指導計画に基づき実施した監視指導及び検査等の実績，食品の安全や自主回収に関する情報等について，ホームページで随時適切に公表した。(食暮)

食品等自主回収情報

自主回収情報

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kaishu.html>

食品衛生関係統計資料

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/keikaku.html>



【施策 28 の成果】

監視指導計画に基づく監視指導結果及び検査結果についてとりまとめ，ホームページに公表した。監視結果については，四半期ごとのその結果をホームページに掲載し，県民に情報提供を行った。

平成 30 年度監視指導計画策定にあたり，広く県民の意見を収集するためパブリックコメントを実施し，25 件の意見を頂いた。

監視指導計画に関するパブリックコメントの実施 意見 25 件

主な数値目標 2 - (1) -イ (施策 27 から施策 28)

項 目	基準値	実 績	目標値
	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」ホームページアクセス数 (件) ※	340,940 (H25)	399,193	500,000

※基準値：みやぎ ICT 推進プラン (2014～2016)

目標値：みやぎ ICT 利活用推進プラン

主な関連事業一覧 2 - (1) -イ (施策 27 から施策 28)

関係事業名	事業費 (千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心確保 県民総参加運動事業 (食と暮らしの安全推進課)	998 [998]	消費者モニターアンケートや研修会，食品工場見学会・生産者との交流会，取組宣言者の自主基準の作成・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業 (食と暮らしの安全推進課)	317 [317]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
地域イメージ確立推進事業 (うち，「食材王国みやぎ」情報発信事業) (食産業振興課)	2,349 [2,349]	食の総合ウェブサイト「食材王国みやぎ」及び公式フェイスブック，インスタグラムを活用し県内の食に対する情報提供や食関連イベントの PR を行った。

II 実施状況 施策27～28

主な関連事業一覧 2-(1)-イ(施策27から施策28) 続き

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
食中毒防止総合対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	9,626 [9,626]	食中毒による危害の発生を防止するため、啓発用のチラシを作成・配布するとともに、観光地大型旅館や集団給食施設に対する監視指導や講習会を実施した。
食品検査対策事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	22,721 [22,721]	安全で衛生的な食品を供給するため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
食品営業施設取締指導事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	11,503 [11,503]	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進 (施策29)

消費者モニターを対象にアンケート調査を実施するとともに、食品工場見学会や生産者との交流会を開催した。また、県ホームページに食の安全安心に関する情報を掲載し、その周知に努めた。(食暮)

地域の食と農の相談窓口については、消費者の食と農に対する一層の理解を得るため、県内9か所の農業改良普及センターと農業振興課に相談窓口を設置し、消費者をはじめ農業者に対しても随時、食と農に関する疑問・質問を受け付けた。(農振)

また、学校給食における地産地消を推進するため、市町村学校給食担当者や学校栄養職員等が集まる研修会で、県内における野菜生産の状況や一次加工された県産野菜の活用について紹介し、学校給食での県産野菜の利用拡大を呼びかけた。

さらに、県産食材の消費拡大と一次産業に対する理解促進を図るため、平成29年11月に「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」を実施するとともに、イメージキャラクターとして「むすび丸」のイラストデータを県内の学校給食担当者に配布し、学校給食での県産野菜の利用拡大に対する意識醸成を図った。また、県庁参観デーの参加者や食育関係者を対象とした研修会で県産米の生産状況や新品種「だて正夢」、「金のいぶき」の特徴等について紹介し宮城米への理解と消費拡大を図った。(農園)

さらに、児童生徒等のより一層の安全安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、ホームページや学校給食だより等に測定結果を掲載することによって、学校や保護者と情報の共有に努めた。(スポ健)

県産食材を活用した学校給食



【施策29の成果】

消費者モニターを対象にアンケート調査を実施し、県民の意向を把握するとともに、消費者モニターが参加する食品工場見学会や生産者との交流会の実施により、消費者と生産者・事業者の相互理解を深めた。また、ホームページやモニターだより等で情報提供を行った結果、消費者モニターの「県からの情報提供に関する満足度」が45.2%となり前年度より2.0ポイント増加した。(食暮)

相談件数は67件寄せられ、そのうち消費者からの相談が3割であった。相談内容は農業全般に関するものが半数以上を占め、農薬・病害虫に関するもの、食・安心安全な商品開発に関するものという順序となり、具体的な内容に応じて専門的な知識を有する職員が対応し、相談の解決にあたった。(農振)

学校給食における県産野菜等の利用品目割合は30.5%となり、前年から2.0ポイント上昇した。

米飯給食における宮城米の利用率は100%となっている。(農園)

学校給食用食材のサンプル測定(簡易測定による事前測定)を774点測定したところ、すべて精密検査の目安(50bq/kg)以下であった。学校給食用食材のサンプル測定結果は、課のホームページに速やかに公表することで、学校給食用食材の安全性について、県民に知らせることができた。(スポ健)

II 実施状況 施策29～31

(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進（施策30）

食育・地産地消の実践的な取組に対する支援や民間企業等と連携した地産地消のPRを行ったほか、食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、高校生を対象とした地産地消お弁当コンテストを開催した。（食産）

平成26年に制定した「みやぎ水産の日」のPRを行い、県民に対し、県産水産物への理解促進を図るとともに、水産物の消費拡大を図るための活動を行った。（水振）

高校生地産地消お弁当
コンテスト最終審査会



食材王国みやぎ「伝え人」



みやぎ水産の日 PR 活動



子育て世代向けの料理教室



【施策30の成果】

食材王国みやぎ「伝え人」制度では、680件の取組実績となった。また、高校生地産地消お弁当コンテストでは16校55件の応募があり、入賞5作品については、コンビニエンスストア及び量販店で商品化・販売された。各事業を通じ地産地消の取組を推進し、県産食材への一層の理解が図られた。（食産）

毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、チラシの配布やテレビ等メディアを通じた普及活動に取り組むとともに、県内の産地卸売市場や量販店と連携し、水産物の消費拡大に向けた取組を行った。加えて、子育て世代を対象として水産物の料理教室を開催するなど、様々な手法により県産水産物の普及啓発を図った。（水振）

(ハ) 食育の推進 (施策31)

第3期食育推進プラン重点施策に「食の安全安心に配慮した食育」を掲げており、みやぎ食育コーディネーターが実施する講座や調理実習等の食育活動を通して、より多くの県民が食の安全安心に関する知識を習得できるよう食育活動を実施した。

また、第2回みやぎ食育コーディネーター研修会において、魚食普及の食育活動、女川魚市場の衛生管理体制をテーマに研修を行った。

また、みやぎ食育通信（毎月19日発行）に「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」、「みやぎ食の安全安心取組宣言」等、食の安全安心に関する記事を掲載した。（健推）

第2回コーディネーター研修会



【施策31の成果】

- ・みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加 987人
- ・みやぎ食育コーディネーター研修会 1回
- ・みやぎの食育通信に食の安全安心に関する記事を掲載 3回(健推)

主な数値目標 2-(1)-ロ (施策29から施策31)

項目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合 (%)	37.2	45.2	70.0
学校給食の地場野菜等の利用品目の割合 (%)	28.0	30.5	40.0
宮城米を利用した米飯給食率 (%)	100	100	100
「地域の食と農の相談窓口」相談件数 (件)	64	67	150
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加人数 (人)	458	987	1,000

主な関連事業一覧 2-(1)-ロ (施策29から施策31)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心県民総参加運動(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	998 [998]	消費者モニターアンケートや研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、取組宣言者の自主基準の作成・公開の支援等を実施した。
学校給食における県産食材利用推進事業 (農産園芸環境課)	21 [21]	研修会等での学校給食における県産食材活用に向けた情報提供を行ったほか、「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」における普及啓発を行った。
学校給食安全・安心対策事業 (スポーツ健康課)	4,560 [4,560]	学校等が給食に使用する食材の放射性物質の有無について、事前測定を実施した。

II 実施状況 施策29～31

主な関連事業一覧 2-(1)-ロ(施策29から施策31) 続き

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
食育・地産地消推進事業 (食産業振興課)	6,139 [5,781]	地産地消を推進するため、民間企業と連携したフェアを開催したほか、若年層に対し食育・地産地消意識を醸成するため、小・中学校等に食材王国みやぎ「伝え人」を派遣するとともに高校生地産地消お弁当コンテストを実施した。
水産都市活力強化対策支援事業 (水産業振興課)	75,434 [75,434]	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ水産の日」によるPR活動 ・量販店とタイアップした普及啓発活動 ・料理教室の開催による魚食普及への取組
みやぎの食育推進戦略事業 (健康推進課)	2,332 [2,332]	みやぎ食育コーディネーターによる、食の安全安心に配慮した講座等を通じた食育活動の実施や、食育通信による情報発信等を行った。

ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

(イ) リスクコミュニケーションの充実（施策32）

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県内への影響を把握するため、これまでに構築した全県的な測定体制と、生産・流通・消費の各段階における測定体制を活用し、きめ細かな測定を実施し、その測定結果については、県の放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」において速やかに情報提供を行った。

また、県民を対象とした「放射線・放射能に関するセミナー」を開催した。専門家による講演に加え、ポータブル型の放射能測定器等を使用した測定実演を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めた。（原対）

消費者庁と共催した、「食の安全安心セミナー」では、食品中の放射性物質に対する現状と取組をテーマとして、医学専門家による講義や農業者からの取組の紹介、行政機関からの説明のほか、消費者団体や流通事業者を交えた意見交換を行った。（食暮）

さらに、県産品の風評被害払拭のため、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信及び各種媒体を活用した県産品の広報PRを実施した。（食産）

特に、県産水産物及び水産加工品に関しては、平成26年に制定した「みやぎ水産の日」のPRを行い、県民に対し、県産水産物への理解促進を図るとともに、水産物の消費拡大を図るための活動を行った。（水振）

放射能情報サイトみやぎ



食の安全安心セミナー



放射線・放射能に関するセミナー



【施策32の成果】

「放射能情報サイトみやぎ」は、開設当初に比べアクセス数が大幅に減少したものの、年間48,474件のアクセスがあった。また、「放射線・放射能に関するセミナー」は、県内3会場で計72人の参加者があり、実施後のアンケート結果では、「参考になった」との回答が7割を占め、県民の不安払拭の一助になった。（原対）

「食の安全安心セミナー」では、食品中の放射性物質に関する疑問や不安について、医学専門家と参加者の意見交換を行うことができた。（食暮）

各種媒体での広報PRにより、県産品の魅力と安全性を発信し、風評の払拭及び県産食材の消費拡大が図られた。（食産）

毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、チラシの配布やテレビ等メディアを通じた普及活動に取り組むとともに、県内の産地卸売市場や量販店と連携し、水産物の消費拡大に向けた取組を行った。（水振）

II 実施状況 施策3 2～3 4

(ロ) 水道水の検査結果の公表（施策3 3）

市町村などが実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等において公表した。（食暮）

【施策3 3の成果】

市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果をホームページ等で公表することにより、水道水の安全安心の確保につなげた。

県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数	3 6 点
うち基準値超過数	0 点
市町村が実施する水道水の放射性物質測定数	7 7 5 点
うち基準値超過数	0 点

※水道水の基準値

食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」

放射性セシウム（セシウム1 3 4， 1 3 7） 飲料水 1 0 Bq / k g

(ハ) 住民持ち込み測定（施策3 4）

県民が自ら育てた自家消費用の農産物等への不安を払拭するため、市町村が実施する放射性物質の測定結果を取りまとめ、県の放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」で公表した。（原対）

住民持ち込み放射能測定
市町村担当者研修会



【施策3 4の成果】

1, 3 1 3 点の測定を実施し、基準値を超過するものが4 4 点確認された。測定の結果及び基準値超過品目については、市町村が測定依頼者に対して飲食に供しないよう指導したほか、市町村の測定結果を県のモニタリング計画の参考とした。

放射性物質住民持ち込み測定件数	1, 3 1 3 点
うち基準値超過数	4 4 点

※住民持ち込み食材等の一般食品の基準値

食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」を参考として運用。

放射性セシウム（セシウム1 3 4， 1 3 7） 一般食品 1 0 0 Bq / k g

Ⅱ 実施状況 施策32～34

主な関連事業一覧 2-(1)-ハ(施策32から施策34)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
「放射能情報サイトみやぎ」の運営 (原子力安全対策課)	2,791 [2,791]	放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」の保守・管理を委託した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	317 [317]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
「放射線・放射能に関するセミナー」の実施 (原子力安全対策課)	268 [0]	県民を対象とした「放射線・放射能に関するセミナー」を計3回開催した。
市町村等における水道水の検査結果の公表 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を公表することにより、水道水の安全安心の確保につなげた。
放射能県民安心事業 (原子力安全対策課)	305 [0]	住民持ち込み測定の実施主体となる市町村職員等を対象とした研修会を開催し、正しい知識・技術の習得に努めた。

II 実施状況 施策35～37

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進（施策35）

各種媒体による広報や催事等でのチラシ配布などにより、消費者モニターを募集した。また、消費者モニター登録時のほか、全消費者モニターを対象としたアンケート調査を実施し、「食の安全安心」及び「食と放射性物質」に対する意識や意見の把握に努めた。

さらに、食の安全安心に関する消費者モニターの知識や理解の向上のため、「遺伝子組換え食品」をテーマに研修会を開催するとともに、食品工場見学会・生産者との交流会を2回実施したほか、モニターだよりを3回発行した。（食暮）

食の安全安心消費者モニター
研修会



【施策35の成果】

平成29年度中に68人の新規登録があった一方、登録取消が36人あり、消費者モニターは、1,004人となった。また、登録者数が比較的少ない30歳代以下の新規登録者は15人あり、幅広い年齢層の登録推進が図られた。

みやぎ食の安全安心消費者モニター 1,004人（前年度比32人増）

(ロ) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援（施策36）

生産者及び事業者が自らの食の安全安心に関する取組を自主基準として定め、公開する「みやぎ食の安全安心取組宣言」の広報、募集を実施したほか、取組宣言者や自主基準をホームページで検索、閲覧できるサイトの管理・運営を行った。

また、当事業やロゴマークに対する消費者の認知度向上のため、みやぎまるごとフェスティバル等の集客行事で広報活動を実施し、県民総参加運動の機運醸成に努めた。（食暮）

みやぎまるごとフェスティバル



【施策36の成果】

事業の広報や自主基準の作成支援を行った結果、取組宣言者（事業者）は、平成29年度中に116者の新規登録があった一方、登録取消が85者あり、登録者数は3,003者となった。

みやぎ食の安全安心取組宣言者（事業者） 3,003者（前年度比31者増）

(ハ) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発

(施策37)

食の安全安心に関する知識習得の機会を提供するため、食の安全安心セミナー、地方懇談会等各種講習会を開催した。また、要請に応じて出前講座を行い、参加者の知識向上を図った。(食暮)

食の安全安心セミナー



【施策37の成果】

各種講習会や出前講座において食の安全安心を普及啓発することで、消費者及び事業者の食の安全安心に関する知識の向上が図られた。

- ・食の安全安心セミナー 3回 延べ182人
 - ①「健康食品の安全性と有効性」(大崎市内)
 - ②「食品中の放射性物質に対する現状と取組」(仙台市内)
 - ③「食と健康」・「加工食品の原料原産地表示」(仙台市内)

- ・食品工場見学会・生産者との交流会 2回 計77人

株式会社にしき食品(レトルト食品製造販売)

株式会社一苺一会(イチゴ生産)

- ・消費者モニター研修会 1回 66人
遺伝子組換え食品について

- ・地方懇談会 14回 延べ469人
仙南1回, 仙台5回, 大崎1回, 栗原2回, 石巻2回, 登米1回,
気仙沼・本吉2回 等

注: 延べ人数には、不特定多数の者が参加するイベントは含まない。

- ・食品表示に関する出前講座 11回 延べ668人
事業者向け 10回
消費者向け 1回

主な数値目標 2-(2)-イ(施策35から施策37)

項 目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
消費者モニターの活動(延べ参加)率(%)	81	84	85
食の安全安心取組宣言者数(者)	2,992	3,003	3,200
各種講習会の参加者数(人)	663	1,462	1,000

II 実施状況 施策35～37

主な関連事業一覧 2-(2)-イ(施策35から施策37)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心確保 県民総参加運動事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	998 [998]	消費者モニターアンケートや研修会, 食品工場見学会・生産者との交流会, 取組宣言者の自主基準の作成・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	317 [317]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
食品表示適正化事業 (再掲) (食と暮らしの安全推進課)	616 [616]	食品表示110番などに寄せられた被疑情報に基づく事業者に対する調査指導等を行った。また, 食品表示ウォッチャーの委嘱と小売店のモニタリング調査を実施した。さらに, 食品表示に関する相談に対応したほか, 食品表示制度の普及啓発を行った。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

(イ) 県民の意見の把握 (施策 38)

消費者モニターに対するアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー、消費者モニター研修会、監視指導計画でのパブリックコメント等により、広く県民の意見を把握した。

また、幅広い年齢層からの意見が得られるよう、若年層に留意した消費者モニターの募集活動を行った。(食暮)

アンケート結果



【施策 38 の成果】

消費者モニターアンケート等様々な機会を捉えて県民の意見を把握し、研修会のテーマ選定など施策の実施に反映した。また、平成 29 年度の消費者モニター新規登録者 68 人のうち、30 歳代以下の若年層の登録者は 15 人となった。

消費者モニターアンケート	1 回	496 人 (回収率 50.7%)
みやぎ食の安全安心推進会議	3 回	
食の安全安心セミナー	3 回	延べ 182 人
地方懇談会	14 回	延べ 469 人

注：不特定多数の者が参加するイベントの参加人数を含まない。

消費者モニター研修会	1 回	66 人
監視指導計画パブリックコメント	意見	25 件

(ロ) 食の安全安心に関する相談窓口 (食品表示に関する相談窓口を含む。) の充実 (施策 39)

食品衛生及び食品表示に関すること等、食の安全安心全般に関する総合窓口として、食と暮らしの安全推進課に「食品表示 110 番」を、県内各保健所 (支所) に「食の 110 番」を設置し、県民からの食の安全安心に関する相談や通報に応じた。

県民から寄せられた危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、関係法令に基づき速やかに対応した。また、事業者からの食品表示に関する相談についても、関係機関が連携して、適切な助言を行った。(食暮)

【施策 39 の成果】

県民からの相談や質問等に適切に対応することで、食の安全安心への不安の払拭に寄与したほか、事業者からの食品表示に関する相談に適切な助言を行うことで、食品表示の適正化が図られた。

また、危害情報や被疑情報については、関係機関と連携することで、関係法令に基づいた適切な調査、指導等を行うことができた。

食の 110 番への相談及び通報等	529 件 (前年度 440 件)
食品表示 110 番への相談及び通報等	259 件 (前年度 335 件)

II 実施状況 38～39

主な数値目標 2-(2)-ロ (施策38から施策39)

項 目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	平成29年度	平成32年度
地方懇談会の開催回数(回)	8	14	14

主な関連事業一覧 2-(2)-ロ (施策38から施策39)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心確保 県民総参加運動(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	998 [998]	消費者モニターアンケートや研修会, 食品工場見学会・生産者との交流会, 取組宣言者の自主基準の作成・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	317 [317]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
食の110番(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問、及び食品衛生法に関する相談を受け付け、相談者へ正しい情報の提供、法令違反・疑義情報に対する指導等を行った。
食品表示適正化事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	616 [616]	「食品表示110番」等に寄せられた被疑情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策40）

平成28年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部の会議を経て、議会への報告と県民への公表を行った。また、食の安全安心庁内連絡会議等において関係部局の連携を図り、基本計画に基づく施策の推進を図った。（食暮）

【施策40の成果】

宮城県食の安全安心対策本部、食の安全安心庁内連絡会議等において、庁内横断的な情報共有、総合調整を図ることにより、食の安全安心確保のための施策を総合的、計画的に推進することができた。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む。）による迅速な対応（施策41）

本庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を引き続き配置し、食の危害要因に係る情報収集及び食に係る危機の未然防止に努めた。また、食の安全安心推進員等により構成する食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び関係各課で作成している個別対応マニュアルに基づく事案のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故への対策等、食の危害要因に係る情報交換・意見交換を行った。（食暮）

【施策41の成果】

食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、情報交換・意見交換を行ったことにより、個別対応マニュアルに基づく事案など、食の危害要因に関する情報共有が図られた。（食暮）

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実（施策42）

生産者の取組を支援し、安全な農林水産物を生産する環境づくりに貢献するとともに、食の安全安心に資する試験研究に取り組んだ。

貝毒については、原因プランクトンの発生要因等の把握に資する研究に取り組んだ。（水整）

また、黄色ブドウ球菌による食中毒予防に関する研究等に取り組んだ。（食暮）

【施策42の成果】

水産関係では、発生予測の一助とするための各海域の貝毒プランクトンを経時的に把握した。（水整）

衛生関係では、黄色ブドウ球菌を指標として、ヒトの手指や身近な動物の口腔内における保菌状況並びにエンテロトキシン産生実態調査を実施し、手洗いや食品管理の不備による食中毒発生条件について検証、食品衛生指導の一助とした。（食暮）

ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策43）

東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物に対する放射性物質の影響を把握し、安全安心な農産物を供給するため、県内農地土壌を対象に定点調査を実施した。（農園）

また、牧草等粗飼料を介し畜産物へ放射性物質汚染が広がることを未然に防いだ

II 実施状況 施策40～44

め、牧草の放射性物質検査を実施した。(畜産)

さらに、特用林産物に対する放射性物質の影響を把握し、安全安心な生産物を供給するための試験研究に取り組んだ。(林振)

ムラサキシメジ発生状況

牧草を検査するNaIシンチレーション検出器



【施策43の成果】

農地土壌の定点調査の実施により、放射性セシウムが経年により減少傾向にあることを確認した。(農園)

原乳は、県内5カ所の集乳施設から月2回の頻度で検査を実施した。年間115点を検査し、基準値を超過したものはなかった。

牧草については、酪農及び肉用牛農家が管理する草地除染後の牧草539点（モニタリング検査87点を含む）を検査した。

モニタリング検査では、すべて基準値（酪農50 Bq/kg, 肉牛100 Bq/kg）以下であった。個別検査では452点中、基準値を超えたものが8点確認された。これらについては再除染等を指導した。(畜産)

林産物については、県が栽培技術を開発し普及してきたムラサキシメジの露地栽培について、栽培に用いる資材がきのこの放射性物質濃度に与える影響を、継続して調査するとともに、生産者に対して、「安全安心な栽培マニュアル」に基づき栽培指導を行った。これらの取組の結果、8名の生産者が計438菌床の露地栽培に取り組んだ。(林振)

ホ 国、都道府県、市町村、関係団体との連携（施策44）

食の安全安心を確保するため、食品流通の広域化等も踏まえ、国、都道府県、市町村、関係団体と連携、協働して施策を推進できるよう努めた。

食品衛生関係では、県内保健所や他自治体等と連携を図り情報共有を行い、食中毒事件や違反食品の発生時に的確に対応した。特に隣接している仙台市とは十分な情報交換を行った。(食暮)

食品表示関係では、毎月開催される東北農政局及び仙台市との食品表示110番に係る情報交換会や宮城県食品表示監視協議会（事務局：東北農政局）において、関係機関との情報共有、意見交換等を行った。また、被疑情報に関して、消費者庁、東北農政局及び市町村等の関係機関と連携を図り、適切に対処した。(食暮)

市町村等関係機関・団体と連携して県産農産物の放射性物質濃度を把握し、安全確認を行った。(農園)

【施策44の成果】

食品衛生関係では、関係自治体と簿迅速かつ的確な連携を図ることで、健康被害の拡大を防止することができた。また、国との情報交換を実施し、的確な対応を行うことができた。

【施策44の成果 続き】

食品表示関係では、食品表示110番に係る情報交換会や、宮城県食品表示監視協議会等における情報交換・意見交換を通じ、関係機関との連携及び情報の共有化が図られた。また、被疑情報への対応については、国、市町村等の関係機関と協力して調査を行うなど連携を図ることで、迅速かつ的確に対処した。(食暮)

農産物の検査結果は基準値を超過したものはなく農産物の安全が確認された。(農園)

食品表示110番情報交換会 12回
宮城県食品表示監視協議会 2回

主な関連事業一覧 3-1 (施策40から施策44)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
有用貝類毒化監視・販売対策事業(再掲) (水産業基盤整備課)	10,383 [5,622]	貝毒プランクトン調査を実施し、貝毒監視体制の強化を図った。また、貝毒検査(カキ・ホタテ・マボヤ等)を実施し、養殖物の安全確保を行った。
農産物放射能対策事業(再掲) (農産園芸環境課)	14,673 [14,673]	農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等を対象とした放射性物質の濃度を把握し安全性を確認したほか、今後の営農対策の検討に資するデータとして活用した。
放射性物質影響調査事業(再掲)(畜産課)	6,912 [6,912]	原乳及び牧草の放射性物質検査を実施し、安全安心な畜産物の生産供給に取り組んだ。
みやぎのきのこ振興対策事業(うち「みやぎのきのこ」の生産振興) (林業振興課)	177 [177]	生産資材や栽培環境が特用林産物の放射性物質濃度に与える影響を調査した。
食中毒防止総合対策事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	9,626 [9,626]	食中毒による危害の発生を防止するため、啓発用のチラシを作成・配布するとともに、観光地大型旅館や集団給食施設に対する監視指導や講習会を実施した。
食品検査対策事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	22,721 [22,721]	安全で衛生的な食品を供給するため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
食品表示適正化事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	616 [616]	「食品表示110番」等に寄せられた被疑情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。

II 実施状況 施策45

(2) みやぎ食の安全安心推進会議（施策45）

条例により設置し、学識経験者、消費者代表及び生産者・事業者代表で構成する「みやぎ食の安全安心推進会議」を3回開催し、平成28年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行った。（食暮）

会議の開催状況

期 日	検討内容等	委 員 数
第1回 平成29年 6月13日	<p>【議題】</p> <p>食の安全安心に関する施策の実施状況について</p> <p>イ 平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）に基づく施策の実施状況（案）について</p> <p>ロ 平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について</p> <p>ハ 平成29年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）における年度計画（案）</p> <p>【報告】</p> <p>イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について</p> <p>ロ 食品に係る放射性物質検査結果について</p> <p>ハ 桃浦かき生産者合同会社に対する調査結果について</p> <p>ニ 高病原性鳥インフルエンザの発生について</p> <p>ホ カドミウム基準値超過米の発生について</p>	16人 <構成内訳> 消費者代表 5人 うち公募委員 2人 生産者・事業者 代表 7人 学識経験者 4人
第2回 平成29年 7月26日	<p>【議題】</p> <p>平成28年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について</p> <p>【報告】</p> <p>イ 平成29年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況</p> <p>ロ 食品に係る放射性物質測定結果について</p> <p>ハ 「宮城県GAP推進会議」の設置及び「みやぎGAP推進アドバイザー」の創設について</p>	同上
第3回 平成30年 2月1日	<p>【議題】</p> <p>平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について</p> <p>【報告】</p> <p>イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について （イ）みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況 （ロ）みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果</p> <p>ロ 食品に係る放射性物質測定結果について</p> <p>【その他】</p> <p>イ 原料原産地表示制度について</p> <p>ロ 平成29年県民意識調査について</p>	同上

みやぎ食の安全安心推進会議



【施策45の成果】

みやぎ食の安全安心推進会議の幅広い意見や提言を，食の安全安心確保に関する施策の実施に，反映した。また，議会への報告，県民への公表を行う前年度の施策の実施状況に対し，推進会議としての評価を行った。

主な関連事業一覧 3-2 (施策45)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
食の安全安心推進会議開催事業(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	545 [545]	条例に基づきみやぎ食の安全安心推進会議を設置・開催し，食の安全安心確保に関する県の施策に対して審議，評価や意見交換を行った。

凡 例

- 農振 農林水産部農業振興課
- 食産 農林水産部食産業振興課
- 農園 農林水産部農産園芸環境課(現在：農産環境課)
- 畜産 農林水産部畜産課
- 林振 農林水産部林業振興課
- 水振 農林水産部水産業振興課
- 水整 農林水産部水産業基盤整備課
- 食暮 環境生活部食と暮らしの安全推進課
- 原対 環境生活部原子力安全対策課
- 自保 環境生活部自然保護課
- 子育て 保健福祉部子育て支援課(現在：子ども・家庭支援課)
- 健推 保健福祉部健康推進課
- スポ健 教育庁スポーツ健康課

Ⅲ 実績数値総括表 数値目標及び実績数値（成果）

1 生産者の取組への支援 1 - (1) -イ（施策1～4）

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
環境保全型農業取組面積 (ha)	26,700	24,466	30,000
GAP導入団体数 (団体)	43	53	80
耳標の装着率 (%)	100	100	100

※環境保全型農業取組面積は、有機JAS+JA環境保全米取組面積+県認証米の認証登録面積

(2) 実績数値（成果）

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度生産登録面積 (ha)	2,748	2,792	農産園芸環境課
JGAP等指導員養成人数 (人)	3	21	
農薬危害防止運動(ポスター配布枚数)	9,000	9,000	
農薬管理指導士数 (人)	1,268	1,249	
農薬管理指導士養成・更新研修会(回)	7	7	
牛の生産履歴管理頭数 (乳用牛頭数)	20,400	19,200	畜産課
牛の生産履歴管理頭数 (肉牛頭数)	80,800	81,800	

2 安全安心な農水産物生産環境づくり支援 1 - (1) -ロ（施策5～7）

(1) 数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率(%)	100	100	100

(2) 実績数値（成果）

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
カドミウム含有量の規格基準超過米穀数 (廃棄数) (袋/30kg)	1,302	2,767	農産園芸環境課
家畜伝染病に基づく牛豚鶏延べ検査件数 (頭羽数)	377,916	345,815	畜産課
慢性疾病低減のための検査, 指導数(牛・豚, 鶏) (戸数)	牛 12	11	
	豚 7	8	
	鶏 5	4	
貝毒プランクトン調査回数 (回)	98	74	水産業基盤整備課
生かきのノロウイルス自主検査検体数(点)	1,026	1,070	
まひ性貝毒検査件数 (点)	353	337	
下痢性貝毒検査件数 (点)	144	240	

3 事業者に対する支援 1 - (1) -ハ (施策8～9)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
H A C C P 研修会参加施設数 (施設)	6 6	1 3 6	2 0 0
地産地消推進店登録店舗数 (店) ※	H24 2 4 1	4 2 6	H29 4 0 0

※ 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画 (H 2 4 ～ H 2 9)

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
みやぎH A C C P プレミアム認証件数 (件)	0	3	食と暮らしの 安全推進課
みやぎH A C C P ステップ3 認証件数 (件)	2	1 0	
みやぎH A C C P ステップ2 認証件数 (件)	2	8	
みやぎH A C C P ステップ1 認証件数 (件)	2 1	8	

4 震災等からの復興に向けた支援 1 - (1) -ニ (施策10～12)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
共同かき処理場におけるかき共同かき 処理場施設整備 (件)	1	0	水産業基盤整備 課
共同かき処理場におけるかき浄化機器 整備件数 (繰越含む) (件)	1	0	
共同かき処理場におけるかき浄化処理 施設の整備率 (施設数ベース) (%)	1 0 0	1 0 0	
原木しいたけ (露地栽培) 出荷制限解 除数 (人)	1 3	1 0	林業振興課
原木しいたけ (露地栽培) 生産工程管 理等研修会開催回数 (回)	1 4	7	

5 生産段階における安全性の確保 1 - (2) -イ (施策13~16)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
肥料成分不足・違反点数違反割合 (%)	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数 (件)	2	2	0

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
農薬使用者に対する立入検査数 (件)	1 1 0	7 4	農産園芸環境課
農薬販売者に対する立入検査数 (件)	2 9 5	3 0 2	
肥料製造工場への立入検査 (件)	2 9	2 9	
肥料収去検査点数 (点)	2 4	2 9	
飼料製造工場への立入検査件数 (畜産関係) (件)	5 8	5 0	畜産課
飼料収去検査点数 (畜産関係) (点)	3 6	2 8	
飼料製造工場への立入検査件数 (水産関係) (件)	1 1	1 0	水産業基盤整備課
飼料収去検査点数 (水産関係) (点)	1 0	9	
動物用医薬品販売業立入検査数 (件)	1 3 4	1 0 5	畜産課
動物用医薬品販売業販売許可更新数 (件)	4 2	3 9	
高病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査 (戸, 羽)	1 2 戸 1, 4 4 0 羽	1 2 戸 1, 4 4 0 羽	
高病原性鳥インフルエンザ定点強化モニタリング検査 (戸, 羽)	3 0 戸 3 0 0 羽	3 0 戸 3 0 0 羽	
高病原性鳥インフルエンザ死亡羽数の報告戸数 (戸)	1 4 4	1 4 0	

6 流通・販売段階における安全性の確保 1 - (2) - ロ (施策17~20)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
食品営業施設の監視指導率 (%)	100	137	100
食品検査率 (%)	100	99.8	100
かき処理場等の監視指導率 (%)	100	144	100

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
飲食店及び食品・加工製造施設等の延べ監視指導数 (許可前) (施設)	4,027	3978	食と暮らしの 安全推進課
飲食店及び食品・加工製造施設等の延べ監視指導数 (通常監視) (施設)	17,463	17,044	
観光地の大型旅館, 集団給食施設等監視延べ施設数 (重点監視) (施設)	957	978	
収去検査数 (細菌検査) (検体)	1,496	1404	
(理化学検査) (検体)	2,191	2,044	
特殊有害物質調査数 (残留農薬) (検体)	82	81	
特殊有害物質調査数 (輸入食品) (検体)	158	121	
と畜場法に等に基づくと畜場の監視指導回数 (回)	毎月1回	年2回	
食肉輸送車の監視	全車両	34台(全車両)	
枝肉等残留抗菌性物質検査数(牛豚等) (頭)	1,267	1,051	
枝肉等細菌検査数 (検体)	328	380	
枝肉等腸管出血性大腸菌検査数(検体)	120	103	
食鳥処理施設 (大規模) 監視数 (回)	週1	月1	
認定小規模食鳥処理場監視数 (回)	16	10	
食鳥肉残留抗菌性物質検査数 (検体)	2,100	2,355	
かき処理場延べ監視数 (件)	168	162	
かき袋詰め業者延べ監視数 (件)	182	148	
かき入札場延べ監視数 (件)	3	4	
かき養殖海域の海水検査数(ポイント)	118	120	
かき成分規格検査数 (検体)	90	116	
ノロウイルス検査数 (検体)	75	76	
BSE検査 (件)	337	0	
米トレーサビリティ立入検査数(件)	133 (H28)	71	農産園芸環境課

7 食品表示の適正化の推進 1 - (2) -ハ (施策21~23)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
食品表示適正店舗数の割合 (%)	99.3	99.8	100
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数 (回)	8	12	20

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
食の110番相談件数 (食品表示) (件)	77	97	食と暮らしの安全推進課
食品表示110番への情報提供に基づく調査 (件)	26	12	
食品表示法 (品質事項) に基づく指導件数 (件)	7	4	
不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導件数 (件)	4	3	
輸入かき偽装防止特別監視員 (オイスターGメン) による監視・指導	12	13	
遺伝子組換え食品検査数 (件)	10	10	
食品中のアレルギー物質検査 (件)	40	40	
食品表示ウォッチャー委嘱人数 (人)	100	100	
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数 (店舗)	延べ1,265	1,314	
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数のうち表示不適店舗数 (店舗)	疑義報告 24 うち不適 7	疑義報告 21 うち不適 3	
栄養成分表示相談・指導・検査件数 (件)	相談 100 指導 8 検査 0	181 10	健康推進課
栄養成分表示に関する研修会 (回)	26	22	
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する相談・指導・検査件数 (件)	相談 9 指導 3 検査 0	22 5	
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する研修会 (回)	26	2	

8 食品の放射性物質検査の継続 1 - (2) - 二 (施策24~26)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	154	100
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
農産物の放射性物質検査数 (精密)	2,090	1,579	農産園芸環境課 食産業振興課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 0	0	
農産物の放射性物質検査数 (簡易)	739	689	畜産課
うち精密検査実施目安の超過数 (点)	目安超過 0	0	
原乳の放射性物質検査数 (精密)	125	115	食と暮らしの 安全推進課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 0	0	
牛肉の放射性物質検査数 (全頭簡易)	27,049	26,165	水産業振興課 食産業振興課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 0	0	
豚・めん山羊等の放射性物質検査数 (簡易) うち基準値超過数 (点)	115 基準値超過 0	109 0	水産業振興課
水産物の放射性物質検査数 (精密)	2,185	2,118	
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 1	0	水産業振興課
水産物の放射性物質検査数 (簡易)	14,589	19,882	
うち精密検査実施目安の超過数 (点)	目安超過 0	0	
※1			
きのこ・山菜類の放射性物質検査数 (精密) ※2	1,255	944	林業振興課 食産業振興課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 41	21	
きのこ・山菜類の放射性物質検査点数 (簡易)	186	80	
うち精密検査実施目安の超過数 (点)	目安超過 7	2	

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
野生鳥獣肉の放射性物質検査数(精密) うち基準値超過数(点)	138 基準値超過54	139 28	自然保護課
ニホンジカ肉の放射性物質全頭検査数 (精密) うち基準値超過数(点)	—	34 基準値超過0	
流通食品の放射性物質検査数(精密) うち基準値超過数(点)	89 基準値超過0	90 0	食と暮らしの 安全推進課
流通食品の放射性物質検査数(簡易) うち基準値超過数(点)	199 基準値超過0	198 0	
学校給食食材の放射性物質検査数 (簡易) うち基準値超過数(点)	906 基準値超過0	774 0	スポーツ健康課
給食一食分全体の放射性物質検査数 (簡易) うち基準値超過数(点)	3 基準値超過0	3 0	子育て支援課

注1 精密検査の検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器を使用。

注2 簡易検査の検査機器は、NaIシンチレーションスペクトロメータ、CsIシンチレーションスペクトロメータ等を使用。

注3 精密検査の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」のこと。

飲料水10Bq/kg、牛乳・乳幼児食品50Bq/kg、一般食品100Bq/kg

注4 簡易検査の精密検査実施目安とは、スクリーニングレベルのことで、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」の一般食品の1/2(50Bq/kg)のこと。

注5 野生鳥獣肉及びきのこ・山菜類の放射性物質検査における基準値超過品目は、既に国からの出荷制限指示を受けている品目も含む。

※1 県内主要魚市場等に簡易測定器を貸与

※2 平成29年度の簡易検査で精密検査実施目安を超過した2点の精密検査を含む。

9 情報の収集、分析及び公開 2 - (1) - イ (施策27～28)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」ホームページアクセス数 ※	340,940 (H25)	399,193	500,000

※ 基準値：みやぎICT推進プラン（2014～2016）

目標値：みやぎICT利活用推進プラン

(2) 実績数値（成果）

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
食の安全安心ホームページアクセス数（件）	9,485	19,150	食と暮らしの 安全推進課
モニターだより発行回数（回）	3	3	
消費者モニターアンケート回答数（人）	420	496	
宮城県食品衛生監視指導計画パブリックコメント数（件）	42	25	
宮城県食品衛生監視指導結果の公表回数（回）	4	4	

10 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 2 - (1) - ロ (施策29～31)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合（%）	37.2	45.2	70.0
学校給食の地場産野菜等の利用品目の割合（%）	28.0	30.5	40.0
宮城米を利用した米飯給食率（%）	100	100	100
「地域食と農の相談窓口」相談件数（件）	64	67	150
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加人数（人）	458	987	1,000

(2) 実績数値（成果）

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
食の安全安心セミナー開催回数（回）	3	3	食と暮らしの 安全推進課
食材王国みやぎ「伝え人」派遣数（回）	839	680	食産業振興課
高校生地産地消お弁当コンテスト応募数（件）	95	55	

1.1 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 2 - (1) -ハ (施策3.2～3.4)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
消費者モニターアンケート (食と放射性物質について) 回答者数 (人)	4 2 0	4 9 6	食と暮らしの安全推進課
県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数 (件)	1 5 3	3 6	食と暮らしの安全推進課
うち基準値超過数 (件)	0	0	
市町村が実施する水道水の放射性物質測定数 (件)	1, 5 4 5	7 7 5	
うち基準値超過数 (件)	0	0	
住民持ち込み食材 (非食品含む) 等の放射性物質測定数 (件)	3, 1 5 1	1, 3 1 3	原子力安全対策課
うち基準値超過数	2 1 9	4 4	

注1 水道水の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」のこと。飲料水 10 Bq/kg

注2 住民持ち込み食材等の一般食品の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」を参考として運用。一般食品 100 Bq/kg

1.2 県民総参加運動の展開 2 - (2) -イ (施策3.5～3.7)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
消費者モニターの活動 (延べ参加) 率 (%)	8 1	8 4	8 5
食の安全安心取組宣言者数 (者)	2, 9 9 2	3, 0 0 3	3, 2 0 0
各種講習会の参加者数 (人)	6 6 3	1, 4 6 2	1, 0 0 0

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
消費者モニター登録数 (人)	9 1 3	1, 0 0 4	食と暮らしの安全推進課
食の安全安心セミナー開催回数 (回) (再掲)	3	3	
みやぎ出前講座開催回数 (回)	6	1 1	

1.3 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 2-(2)-ロ

(施策38～39)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 平成29年度	目標値 平成32年度
地方懇談会の開催回数 (回)	8	14	14

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
みやぎ食の安全安心推進会議 (回)	4	3	食と暮らしの 安全推進課
食の110番相談件数 (件)	702	529	
食品表示110番相談件数 (件)	410	259	

1.4 体制整備及び関係機関等との連携強化 3-(1)-イ (施策40～45)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	平成29年度	担当課
食の危機管理対応チーム会議開催回数 (回)	12	12	食と暮らしの 安全推進課
食品表示110番情報交換会 (回)	12	12	
宮城県食品表示監視協議会 (回)	2	2	
みやぎ食の安全安心推進会議 (回) (再掲)	4	3	

IV 施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

施策の達成度 B

イ 生産者の取組への支援（施策1～4）

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の周知は、むすび丸のイラスト入りにし、親しみやすくした。また、農薬の適正使用や牛のトレーサビリティシステムなどについては、ほぼ予定通り進められている。農業生産工程管理（GAP）等の普及拡大は、「宮城県GAP推進会議」を設置するなど取組を強化している。今後も、GLOBAL GAPも見据えながら、平成32年度の目標値達成に向けて、環境保全型農業取組面積とGAP導入団体数のさらなる増加を望む。

施策の達成度 A

ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援（施策5～7）

カドミウム基準値超過米対策やカドミウム低吸収イネ品種の実証試験などが実施されている。家畜伝染病の発生予防が徹底されたため事故が減少した。高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が迅速に実施されたことは高く評価できるが、リスク管理が課題となった。下痢性・麻痺性貝毒、並びにノロウイルスについても十分な監視がされたことは評価できるが、貝毒の発生状況が従来と異なっており、被害が長引いていることから、海流や海水温の変化などの状況把握も含めて検査の充実と対策が課題となる。

施策の達成度 A

ハ 事業者に対する支援（施策8～9）

みやぎHACCPを活用したHACCP普及・啓発・理解が深まっていることは評価したい。

HACCPの研修会の参加人数は増加しているが、「みやぎHACCP認証件数」は増加しておらず、事業者の意識改革が不十分である。事業者への講習会での周知への取組は評価できるが、今後、認証事業者を増やすために、HACCP研修会（基礎研修）の開催数をもっと増やしてほしい。

地産地消推進店登録店舗数が、平成32年度目標値を超え、県産食材の消費拡大が図られたことは大きく評価できる。

施策の達成度 A

ニ 震災等からの復興に向けた支援（施策10～12）

放射能汚染に関わる震災からの復興支援が着実な成果を上げていることを評価する。法令で定める値以下の放射性物質汚染廃棄物の試験焼却がはじまったが、保管している各レベルの廃棄物への対応について県と市町村との連携を強めて、慎重に

進めてほしい。生産活動については概ね復興は完了したが、漁港復旧は75%の完成にとどまっており、早期の完成を期待する。

施策の達成度 A

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産段階における安全性の確保（施策13～16）

立入検査や巡回指導、モニタリング調査によって、監視体制が徹底されていることが評価できる。しかし、肥料生産業者への立入検査などは、業者数が3～4%程度と少ない。立入検査は時間がかかるが強化が必要。宮城県産農産物の品質向上と安全の確立は、消費者からの信頼になり、選ばれる農産物となるので、立入検査等監視指導の徹底に努めていただきたい。また、定点モニタリング体制は評価できる。

施策の達成度 A

ロ 流通・販売段階における安全性の確保（施策17～20）

安全性を確保するための食品営業施設の監視指導及び検査体制の徹底については、講習会やパンフレットの配布なども含めて、その実績が評価できる。今季は、昨年度に比べて生食用のかきの供給も多く、安定した状況であった。体制の整備が進み検査への理解も深まっている。また、米のトレーサビリティでは、71件の指導があったので、さらに立入検査等監視指導の強化を望む。

施策の達成度 B

ハ 食品表示の適正化の推進（施策21～23）

食品表示法、食品の機能性表示、あるいは栄養成分表示の義務化等が運用される中で、監視指導が今以上に必要となっている。今後、食品表示に関する研修会や食品表示ウォッチャーの能力向上のための研修制度等の充実が課題となる。「食の110番」の相談件数がP55によると平成27年度に比べて減っている。食関連の事故が少なかったことや放射能汚染の心配の低下などが要因と思われるが、食の安全への関心薄れも懸念される。食品表示法の猶予期間は残り2年を切り、事業者への周知と指導強化が必要となっている。とくに、食物アレルギーは命に関わる表示なので、重要性を認識し、さらなる徹底が必要。

施策の達成度 A

ニ 食品の放射性物質検査の継続（施策24～26）

数値目標は全て達成しており、放射性物質検査の徹底と検査結果の情報公開が適正に実施されている。学校給食等の検査も必要性に疑問が出るくらい検出はされていないが、安心のためにはもう少し継続する必要がある。保育所における検査の実施、検査の結果の公開は、子育て支援の一助にもなると感じる。モニターアンケート結果からも県民の不安感が残っており、検査は継続すべきである。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

施策の達成度 A

イ 情報の収集、分析及び公開（施策27～28）

消費者モニターの意識調査の結果では、まだまだ放射能汚染についての不安感がうかがえる。

検査結果では精密・簡易が混在し、食品間に検査実施の差が生じているような誤解を招いている。安全で安心であることを伝えることを優先に考えて、県が実施した検査結果だけに固執しない分かりやすさが重要。県HPのモニターだよりのコーナーを案内するような記事を掲載してほしい。食材王国みやぎウェブサイトは、将来の考える消費者を育むためにも役立つ内容の充実が期待される。また、国際化が進む中で、多言語に対応したデジタルブックの充実を期待したい。

施策の達成度 B

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策29～31）

消費者モニターの「県からの情報提供に関する満足度」が増加はしているものの、伸び悩んでいるので、今後、原因と対策を明らかにしたい。学校給食の地場野菜等の利用も伸びていない状況である。給食センターが増加する中、一次加工品の使用が増加しているためである。地場産物関連の食育活動を進めてほしい。また、「みやぎ水産の日」の認知度も伸び悩んでいる。家族で魚食を考えるきっかけができるイベントの工夫が課題。県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合が50%を超えるように、さらに普及啓発の推進が望まれる。

施策の達成度 A

ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進（施策32～34）

放射性物質に対する正しい知識の普及を目指した「食の安全安心セミナー」では、消費者団体も交えた意見交換もあり、理解・促進が図られたことは、評価できる。能動的な消費者を育むためにも、今後も学習の機会の充実を期待したい。アクセス件数が大幅減少しても、まだまだ関心と不安は高いので、今後も、放射性物質検査の継続が必要であり、サイト内の情報の分かりやすさの工夫が大切である。検査結果の数値の推移グラフは分かりやすい。

(2) 県民参加

施策の達成度 A

イ 県民総参加運動の展開（施策35～37）

消費者モニターの活動、食の安全安心取組宣言事業者数、食の安全安心に関する講習会参加者数などが多くなっていることなどが、評価できる。消費者モニターの年代には偏りが生じているので、他に20～40歳代の意見や意識を取り上げる工夫が必要。消費者モニターアンケートの調査結果を施策に反映してほしい。「モニターだよりの」を一方通行ではなく、モニターの意向も理解できるような双方向的な紙

面づくりの工夫が課題となっている。消費者モニターさんは、それぞれのコミュニティを持っているので、モニター自身が食や食の安全性について「気づき」「知る」から自発的に学び、それぞれのコミュニティで伝える存在となれるような継続的な学習機会と啓発活動の推進を期待したい。

施策の達成度 B

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策 38～39）

消費者モニター新規登録者に30歳以下の若年層が増えたことは評価できる。モニターアンケートの回収率をもう少し上げられるとよい。正しい知識や状況の把握で安心してもらうためには、様々な年代へのアピールを実施していく必要がある。消費者モニターのアンケート回収率として50.7%はやや低い。また、地方懇談会の開催も目標値を達成しており評価できる。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

施策の達成度 A

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策 40）

施策の達成度 A

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応（施策 41）

施策の達成度 A

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実（施策 42）

施策の達成度 A

ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策 43）

施策の達成度 A

ホ 国，都道府県，市町村，関係団体との連携（施策 44）

食の安全安心を支える体制が着実に整備され、食の安全安心に確実な効果が得られていると評価する。県民にとって、食の安全安心は大切で、農産物や水産物等、全ての業界の人や行政の方々と一緒に、みやぎの食の安全安心の推進が必要となっている。また、若い世代の方が一人でも多くモニターになられ、食の安全安心について考える機会を増やしたい。貝毒を発生させるプランクトンを減少させるための研究が急務となっている。食品衛生関連の質問をするときに、機関ごとに返答が違うことがある。現場には、統一した回答を出してもらえると安心感が増す。

V 資料編

1 用語集

あ

● アレルギー物質

アレルギーなどの過敏症を起こす物質のことで、近年、アレルギー物質を含む食品が原因の健康被害が多く見られ、こうした被害を未然に防止する観点から、アレルギー物質の表示が平成14年に法制化されました。厚生労働省では、食物アレルギーを起こす頻度が高いものや重篤（病状が著しく重い）なアレルギーを起こすことが明らかになった7品目（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を、「特定原材料」として表示を義務付け、また、それらに準ずるものとして、20品目（あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）について表示を奨励しています。

● 遺伝子組み換え食品

食品となる植物等に、細菌やウイルスなどの有用な遺伝子を組み込む遺伝子組み換え技術により作られる食品のことです。食品生産の量的・質的向上や害虫や病気に強い農作物の改良、加工特性などの品質向上に資することが期待されています。組み換えDNA技術を応用した食品は、農作物及びその加工食品と組み換えDNA技術を利用して得られた微生物から製造した食品添加物があります。

遺伝子組み換え食品については安全性審査が義務化されており、未審査のものは輸入、販売等が禁止されています。また、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイアの8作物、及びその加工食品の33食品群について、遺伝子組み換え食品を使用している場合は「遺伝子組み換え」と、使用の有無が不明の場合は「遺伝子組み換え不分別」と表示することが義務付けられています。

● 牛海綿状脳症(BSE)

B o v i n e . S p o n g i f o r m . E n c e p h a l o p a t h y の頭文字をとっています。

牛の病気で、脳の神経細胞が空胞化し、スポンジ状になることから名付けられました。起立不能や行動異常等の神経症状を示し、発病後2週間から6か月で死に至ります。治療法はありません。BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として牛に給与したことにより、感染が拡大しました。原因たんぱく（異常プリオン）に感染した脳・脊髄・目、回腸遠位部やせき柱に含まれる背根神経節等を食べることで人間にも感染するといわれています。1986年にイギリスで初めて発生が確認され、日本でも2001年9月に第1号の発生が確認されました。

● エコファーマー

環境と調和した農業生産をより一層推進するため、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」が制定されました。この法律は、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者に対し、支援を行うものです。

この法律に基づいて、知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。

● オイスターGメン（輸入生かき偽装防止特別監視員）

輸入生かき混入（偽装）を防止し、宮城のかきの信頼回復を図るため、県内のかき仲買・袋詰め業者が偽装防止などを目的に設立した「宮城県産生かき適正表示協会」に加盟し県内で生かきを取り扱う仲買・袋詰め業者を主な対象として、抜き打ち調査等を行うものです。

か

● 貝毒

二枚貝類（ホタテガイ、カキ、アサリ等）は、海水中のプランクトンを餌にしていますが、海水中には時として有毒なプランクトンが発生します。それを摂取した二枚貝類は、その毒成分を体内に蓄積し、それが原因となって本来無毒である二枚貝類が毒化します。これが貝毒です。

貝毒にはまひ性貝毒と下痢性貝毒の2種類があり、各々規制値が定められています。まひ性貝毒は可食部k gあたり4MU（マウスユニット）、下痢性貝毒ではOA群（オカダ酸群）について可食部k gあたり0.16mgを超えると出荷が規制されます。

貝毒は海水中の有毒プランクトン濃度が低くなりますと、徐々に二枚貝類の体内から排出されて消失します。

● G A P（農業生産工程管理）

ギャップと呼ばれています。G o o d（良い）A g r i c u l t u a l（農業）P r a c t i c e（やり方）の頭文字をとっています。農林水産省は「農業生産工程管理」、日本G A P協会は「適切な農場管理と実践」と訳しています。

農業生産工場において、生鮮農産物の安全性確保などを主な目的とし、生産から出荷の段階で想定される3つの危害、化学的危険（残留農薬など）、物理的危険（異物混入など）、生物的危険（病原微生物など）を未然に回避するための農業生産管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組のことです。

従来は最終の収穫物をサンプリングしての「ファイナルチェック方式」（結果管理）でしたが、G A PではI S OやH A C C Pのような「プロセスチェック方式」（工程管理）の考え方を農業現場に導入したものです。

● 牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法） （平成15年6月11日法律第72号）

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（B S E）への対応策として平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が制定されました。この法律は、現存する牛や消費者の元に届いた牛肉について、そこに至るまでの経過を追跡・遡及することを可能とするために制定されました。

これにより、国内に現存する全ての牛はそれぞれ固有の個体識別番号を付与され、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

● 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）（昭和37年5月15日法律第134号）

一般消費者の利益の保護を図るため、不当な顧客の誘引を禁止する法律。表示されている内容が実際のものより著しく優良であると誤認を招くような表示や、取引条件が実際のものより著しく有利であると誤認を招く表示を不当表示として禁止するほか、過大な景品類の提供を禁止することで、一般消費者による利益の保護を目的としています。

● 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）

わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として、平成14年8月に制定され、平成15年5月1日に施行されたものです。

特別用途表示について規定する食品関係の内容としては、健康保持増進の効果などについての虚偽または誇大な広告等の表示の禁止などについて規定しています。

● 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状を起こし、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等が現れ、鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病です。

なお、わが国ではH5亜型、H7亜型のA型インフルエンザのうち、鶏への病原性確認検査又はウイルス遺伝子分析により病原性が高いと判断されたものを高病原性インフルエンザ、病原性が低いと判断されたものを低病原性鳥インフルエンザとしています。

高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、鶏卵や鶏肉を介した感染例は世界的にも報告されていません。鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するように加熱することを推奨しています。

● コーデックス委員会（CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION CAC）

コーデックス委員会はFAO/WHO合同食品規格計画の実施機関として、1962年に、FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機構）が合同で設立した国際政府間組織で、その設置目的は、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、食品貿易における公正を確保することです。

コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO（世界貿易機関）の多角的貿易協定のもとで、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられています。事務局はイタリアのローマに置かれており、2014年5月現在の加盟国は185カ国及び1機関で、我が国は1966年に加盟しています。

● 米トレーサビリティー法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律） （平成21年4月24日法律第26号）

お米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートをややくに特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存することを定めた法律。

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての方（生産者を含む）。

さ

● 残留農薬

「残留農薬」とは、農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質をいいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度が定められています。残留農薬基準を超えるような農薬が残留している農産物は販売禁止等の措置が取られることとなります。

● JAS法（日本農林規格等に関する法律）（昭和25年5月11日法律第175号）

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し普及させることを目的とした法律。

平成27年4月1日の食品表示法施行までは「JAS規格」と「品質表示基準」の2つの制度を定める「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という名称でしたが、食品表示法の施行により、食品の品質表示に関する部分が食品表示法に統合されました。

● 食育

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるもので

す。

● 食材王国みやぎ地産地消推進店

地産地消に積極的に取り組んでいる飲食店及びホテル、旅館等の宿泊施設を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、その情報を広く発信することにより、多くの方々に県産の食材を食していただき、その認知度の向上と消費拡大を図っています。

● 食中毒

食中毒の原因となる細菌、ウイルスが付着した食品や、有毒・有害な物質が含まれた食品を食べることによって、下痢、おう吐、腹痛、発熱などの健康被害が起こることです。

食中毒の約5割は、食べ物の中で増えた食中毒菌や食中毒菌が作った毒素を食べることにより起きる細菌性食中毒です。細菌性食中毒の主なものはカンピロバクター、サルモネラ、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌O157等があります。

このほか、ノロウイルス等のウイルスを原因とする食中毒や、毒キノコや貝毒、フグ毒などによる自然毒食中毒、洗剤や農薬などの化学物質の混入による化学性食中毒があります。

なお、食べ過ぎ、飲み過ぎによる体調不良、ビタミン欠乏による栄養障害、食品中に混入したガラス、針などの異物による物理的・機械的障害、熱いものの摂取によるやけどなどは食中毒に含まれません。

● 食鳥検査

平成2年6月29日「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（食鳥検査法）が公布され、それまで「食鳥処理加工指導要領」により実施していた全羽自主検査が、平成4年4月1日から、食鳥検査に変更されました。年間30万羽を超える処理を行う食鳥処理場では、都道府県知事の検査として、獣医師である食鳥検査員の検査を受けなければならないことになりました。

また、30万羽以下を処理する食鳥処理場では、都道府県知事の認定を受けた事業者が確認規定に従い、基準に適合していることを確認しています。

● 食鳥検査員

食鳥検査員は、都道府県知事が指定する、食鳥処理場で処理される食鳥の検査及び衛生指導等の職務に従事する都道府県の職員（獣医師）。本県では、食肉衛生検査所及び仙南保健所、塩釜保健所岩沼支所に配置しています。

● 食鳥処理場

食鳥検査法に基づき、食用に供する目的で食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）をと殺し、羽毛を除去し、食鳥と内臓を摘出する行為を行う施設をいいます。

● 食鳥処理法（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

（平成2年6月29日法律第70号）

「食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として、平成2年に制定され、食鳥処理業の許可、食鳥検査、食鳥処理業者の遵守事項等について規定されています。

● 食品安全委員会

食品安全基本法に基づき内閣府に設置された委員会では、健康への悪影響について科学的評価（食品健康影響評価）を実施し、それに基づいた勧告を行う他、消費者、食品関

連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換，重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関です。7名の委員から構成され，その下に専門調査会が設置されています。

● 食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成15年5月に制定されました。

この法律に基づき，食品健康影響評価を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に設置されており，食品健康影響評価に基づき，各省庁では安全確保のための規格基準を定めるなど具体的な施策を策定し，実施します。

また，情報の公開，関係者相互の情報・意見の交換促進についても規定されています。

● 食品衛生監視員

都道府県知事等に任命され，食品に起因する衛生上の危害を防止するために，食品関連営業施設等の監視指導，食品，添加物等の収去検査，HACCPなどの高度衛生管理方式の普及等の職務に従事する，薬剤師・獣医師等の資格を持った都道府県等の職員で，保健所や食肉衛生検査所等に配置されています。

● 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）

昭和22年に「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し，公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的に制定されましたが，BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まりから，食品の安全の確保のための施策の充実を通じ，国民の健康の保護を図ることを目的として，平成15年5月に改正されました。

改正食品衛生法は，国民の健康の保護のための予防観点に立ったより積極的な対応，事業者による自主管理の促進，農畜水産物の生産段階の規制との連携という3つの視点に基づき見直されており，新たに食品関係事業者の責務の明確化等が盛り込まれています。

また，食品衛生法の「食品，添加物等の規格基準」（昭和34年12月18日厚生省告示第370号）の中で，「玄米及び精米中のカドミウムとして，0.4ppmを超えて含有するものであってはならない。」とされています。

● 食品添加物

食品添加物とは，食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で，食品に添加，混和，浸潤その他の方法によって使用する物をいい，保存料，甘味料，着色料等が該当します。厚生労働大臣が定めたもの以外の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の製造，輸入，使用，販売等は禁止されており，この指定の対象には，化学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。

● 食品表示ウォッチャー

食品表示法に基づく食品表示の一層の適正化を図るため，県民（消費者モニター登録者）から食品表示ウォッチャーを募集し，食品販売店における日常の買い物等を通じて食品表示のモニタリングを実施するとともに，その結果を県に報告していただくものです。県は，その情報に基づき調査・指導などを行います。

● 食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため，食品衛生法，JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し，食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため，平成27年4月から施行

された法律です。食品表示法では、これまで任意制度とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能性表示食品制度が新たに創設されました。

● 飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

（昭和28年4月11日法律第35号）

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律です。有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用（家畜等への供与）の禁止、家畜等に飼料供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定しています。

た

● 腸管出血性大腸菌^{オー} O157

大腸菌は、家畜や人の腸管内にも存在し、ほとんどのものは無害ですが、一部のものは、人に急性の下痢や胃腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすことがあり、病原大腸菌あるいは下痢性大腸菌と呼ばれています。そのうち毒素（ベロ毒素）を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。この菌による感染症の典型的臨床症状は出血性大腸炎で、血清型が（O157：H7）の菌を特に腸管出血性大腸菌O157と呼びます。この菌による食中毒事件は、米国のハンバーガーによる大規模な食中毒事件があり、4名の死者を出したことで予防対策がとられるようになりました。このほかにも同様の症状を現すものとしてO26、O111などがあります。

日本では、平成8年に全国で腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件が多発し、社会問題になりました。

● 動物用医薬品

専ら動物に用いられる医薬品（抗生物質や寄生虫駆除剤など）であり、動物の病気の治療または予防に使用されています。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき使用が規制されており、対象動物、用法及び用量、使用禁止（出荷制限、休薬）期間など使用者が守る基準が定められています。

● 特別栽培農産物

その農産物が生産された地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下の双方の条件を満たして栽培された農産物をいいます。

県では、この条件を満たした農産物を認証する制度（「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」）を設けており、認証を受けた農産物には県が指定する認証マークを付けて出荷することができます。これにより、消費者に対する信頼性の確保と環境保全型農業の取組の拡大を図っています。

● 特用林産物

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

● 特用林産物の生産工程管理（放射性物質汚染対策）

しいたけ等の原木栽培きのこ類の出荷制限（自粛）解除及び解除後の安全・安心なきのこ生産に必要な条件とされるもので、生産者が安全・安心な資機材を用いて、極力、放射性物質の影響を受けない作業方法による栽培を実行すること。

生産者は、現地に応じた作業方法や必要な資機材を取りまとめ、かつ、作業が漏れなく実行されているかについて、チェックシートや作業日誌などにより確認することによって、放射性物質汚染の恐れのない栽培きのこ生産に取り組みます。

県では、「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」（原木きのこ栽培管理基準）と「原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌」を定め、原木の購入、植菌、ほだ木の伏せ込み、発生、収穫、出荷までの全ての工程で安全・安心な栽培のために必要な取組事項を生産者に示しています。また、生産者が行う生産工程管理の実施状況については、県が確認することとしています。

● 特用林産物の出荷制限・出荷制限解除

放射性物質モニタリング検査によって、食品衛生法に基づく基準値を超過する食品が確認された場合、県が市町村等に該当品目の出荷自粛を要請します。出荷自粛品目の基準値超過に地域的な広がりがある場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が知事に対して地域及び品目単位で出荷制限を指示します。

出荷制限指示を受けた食品については、経年的な放射性物質の濃度の低下や適切な生産工程管理の実施など品目毎に定められる条件を満たした上で、放射性セシウムの検査結果が安定して低水準であることが確認された場合、知事からの申し出により、原子力災害対策本部長が制限を解除します。

平成29年3月末現在、本県では、21市町村において露地栽培の原木しいたけが出荷を制限されているほか、施設栽培の原木しいたけ等のきのこ類4品目、たけのこ等の山菜類6品目について、出荷制限又は自粛の措置が講じられています。一方これまでに、原木しいたけ（露地・施設）、たけのこ、くさそてつ（こごみ）、原木むきたけ、原木なめこで、一部出荷の制限や自粛が解除されています。

● と畜場

と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、山羊、羊）をと殺し、または解体するために設置された施設をいいます。

● と畜場法（昭和28年8月1日法律第114号）

「と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として昭和28年に制定され、と畜場の設置の許可、と畜場の衛生管理、と殺または解体の検査等について規定されています。

● トレーサビリティ（システム）

トレーサビリティとは、t r a c e（追跡）とa b i l i t y（可能）を合わせた言葉で、食品の生産、加工、流通等の各段階で、原材料（食品）が、いつ、どこで、どのように生産・流通・加工されたかについて、追跡又は遡って調査できる仕組みをいいます。食品事故が発生した場合の迅速な回収や、原因究明により危害の未然防止・拡大防止への活用が期待されます。

また、最近では、食品を購入した消費者がその生産履歴等をITなどの活用により知ることができるシステムが開発されており、消費者への情報提供の面からも活用が期待されています。その一方で、コストを誰が負担するのか、導入しても実質的な活用があるのかといった課題もあります。

なお、国産牛肉及び米については、トレーサビリティに取り組むことが義務づけられています。

な

● 農薬

農薬取締法において、農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下、「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と定義されています。

また、農作物等の害虫を食べるクモなどの天敵も農薬とみなすとされています。

用途別に見ますと、害虫を防除する殺虫剤、農作物等にとって有害な菌細菌や糸状菌を防除する殺菌剤、雑草を防除する除草剤、種なしぶどうなどを作る際に用いられるいわゆる植物成長調整剤などがあります。

現在栽培されている農作物等の中には、農薬を使用しなければ、ほとんど収穫できないもの（例：りんご、もも）もあることから、病気や害虫、また雑草の害を食い止め、品質のよい農作物等を安定的に供給するために農薬が使われています。また、真夏の草取りなど、農作物等の生産者の過重な労働の軽減にも役立っています。

国内で農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬でなければなりません。農薬取締法では、農薬登録時に定められた使用方法を遵守しなければならないこととされています。（使用基準）

食品衛生法に基づき食品中に残留する農薬の残留基準を設定し、安全確保を図っています。

● 農薬管理指導士

農薬取締法に基づき農薬の安全使用や保管管理について適正になされるとともに、使用者等に対し適切に指導できるよう農薬販売業者やJA職員等農薬の専門知識を有する必要がある方々を対象として、県が研修を実施し、試験を経て認定しています。

● 農薬取締法（昭和23年7月1日法律第82号）

農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律です。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組みになっています。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果を基に、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数等の使用に関する基準が定められています。

● ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで、他の食中毒菌と異なり、食品中では増殖しません。このため、人から排出されたウイルスが、河川等を経て海にたどり着き、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積されるものと考えられています。

従前は小型球形ウイルス又はSRSV（Small Round Structured Virus）と呼ばれていましたが、遺伝子学的な分類でノロウイルスとそれ以外のものに分けられることがわかったため、SRSVのうちノロウイルスと同定されるものについては、この名称を用いることになりました。

潜伏時間は24～48時間で、主症状は下痢、吐き気、おう吐、腹痛、発熱（38℃以下）など風邪に似た症状を呈し、冬場に多く発生する傾向があります。

ウイルスを取り込んだカキなどの二枚貝を不十分な加熱で食べた場合や、感染者の用便後の手洗い不足等により、ウイルスに汚染された食品を食べた場合などに感染するおそれがあります。なお、感染者の便や吐しゃ物に接触したりすることにより二次感染を起こすこともあります。

予防策としては、中心まで十分に加熱して食べることや手洗いの徹底等があげられます。

平成9年5月に改正された食品衛生法で、食中毒病因物質に小型球形ウイルス(SRSV)が追加され、さらに平成15年8月の改正で、この病因ウイルス名が小型球形ウイルス(SSV)からノロウイルス(NV)に変更されています。

は

● HACCP (危害分析重要管理点)

ハサップと呼ばれています。Hazard Analysis and Critical Control Pointの頭文字をとっています。

米国航空宇宙局(NASA)における宇宙食の製造に当たって、食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発されました。この衛生管理手法は、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある危害についてあらかじめ調査・分析(Hazard Analysis)し、この分析結果に基づいて、より安全性が確保された製品を得るために特に厳重に管理する必要がある段階を重要管理点(Critical Control Point)と定め、これが遵守されているかどうかを常時監視することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する手法です。

日本でも、平成7年に国がこの考え方を導入し、公的に認める衛生管理システムとして、総合衛生管理製造過程(通称マルソウ)の承認制度があります。

● BSEスクリーニング検査

牛がBSEに感染していないかどうかを、牛の脳の一部(延髄)を取り出して、そこにBSEの原因と考えられる異常プリオンがあるかないか調べるための一次検査です。

国内では、初のBSE感染牛が確認されて以降、平成13年10月18日から、と畜場でと殺解体されるすべての牛について全国の食肉衛生検査所等において実施されていました。検査対象月齢は、段階的に引き上げられたものの、牛の全頭検査は継続されました。

その後、国内外のリスクが大きく低下してきたことを踏まえ、食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、平成25年7月1日から、国産牛のBSE検査対象月齢が48か月齢超に引き上げられました。平成29年4月1日からは、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正して、健康と畜牛のBSE検査を廃止しましたが、今後も生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状及び全身症状を呈するものに対するBSE検査は継続されます。

ま

● 宮城県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき都道府県等が実施する監視指導等について、厚生労働大臣が定める食品衛生監視指導指針を踏まえて、都道府県知事等が毎年計画を定めるものです。

地域の実情を踏まえた食品衛生関係施設に対する重点的、効率的かつ効果的な監視指導のほか、流通する食品の検査、自主衛生管理の指導なども含めて計画を策定します。

● 宮城県産かき適正表示協会

宮城県産食品に係る表示の適正化を推進し、消費者の信頼を得るため、業者自らが自主基準を制定し、これを県が認証する制度である「宮城県産食品に係る適正表示協会制度」(平成14年9月24日設置)に基づき、宮城県産かきに係る食品表示の適正化のために、県内のかき仲買・袋詰め業者により平成14年10月4日に設置されたものです。

● みやぎ食の安全安心県民総参加運動

みやぎ食の安全安心推進条例に基づき、「安全で安心できる食」の実現を目指し、食の安全安心確保対策が、持続的かつ着実な取組が図られるよう「みやぎ食の安全安心取組

宣言事業」及び「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を中心に、消費者、生産者・事業者及び行政の協働した取組として県民総参加運動を展開するものです。

● みやぎ食の安全安心消費者モニター制度（消費者モニター）

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者の方々に消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日ごろの情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらうものです。

● みやぎ食の安全安心取組宣言事業

生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えることにより、自らの食の安全安心への意識の高揚を図り、消費者が食品を選択し購入する際の目安を提供することを目的としているものです。生産者・事業者は、県のガイドラインに従い自主基準を定め、その基準を公開するとともに、県が認めたロゴマークを使用して、食の安全安心の取組を広く県民にPRします。

● みやぎ食の危機管理基本マニュアル

食の危機の未然防止を図るとともに、危機発生時においては、迅速かつ適切な危機対応を行い、県民の食の安全安心の確保と風評被害による経済的損失を最小限に止めることを目的とするものです。マニュアルでは、危機の未然防止に向け、食の危機管理対応チームを設置し、非常時のみならず平常時においても情報の収集、共有化、必要な庁内調整等を行うこととしております。

● みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度

宮城県では、平成16年10月に国のHACCP（ハサップ；危害を分析し、重要管理点を定めて監視することにより、食品の危害発生を防止するシステム）承認制度より対象を広げ、県内（仙台市を除く。）の中小の食品製造、加工、調理を行っている施設でもHACCPの手法を取り入れ、一定レベル以上の衛生水準を保っている施設を評価し、業界全体の衛生レベルの向上を図るために、独自の食品衛生自主管理登録・認証制度を開始しました。

近年、食品衛生管理の手法としてHACCPが国際標準となっていること、食品衛生法施行条例を改正し、管理運営基準にHACCP導入型が選択できることとなったこと等から、平成27年10月、内容を見直し、制度の改正を行いました。

現在は、認証をステップアップ方式とし、ステップ1、2及び3、さらに自主的衛生管理項目を実施した者はプレミアム認証とし、HACCPの普及啓発に努めています。

● みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

食料に対する安全性や環境問題への関心の高まりに応えるため、宮城県では一定の要件のもとで農薬や化学肥料の使用を低減して栽培された農産物（特別栽培農産物）を4つの区分（農薬化学肥料不使用栽培農産物、農薬不使用化学肥料節減栽培農産物、農薬節減化学肥料不使用栽培農産物、農薬化学肥料節減栽培農産物）で認証しています。

ら

● リスク（Risk）

食品中にハザード（危害要因）が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）をいいます。

● リスク管理（Risk Management）

リスク評価に基づき、すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施することをいいます。政策・措置の見直しも含まれます。

● **リスクコミュニケーション (Risk Communication)**

リスク評価（後記）やリスク管理を行う中で、生産者から消費者に至るすべての関係者との間で、リスクに関する情報・意見交換を行う過程をいいます。

● **リスク評価 (Risk Assessment)**

食品に含まれるハザード（危害要因）を摂取することによって、どの位の確率でどの程度の健康への悪影響が起き得るかを科学的に評価することをいいます。

● **リスク分析 (Risk Analysis)**

食品を通じてハザード（危害要因）を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止又は抑制する全過程をいいます。可能な範囲で、食品事故を未然に防止したり、悪影響の起こる確率や程度を最小限にすることなどを目的としています。

みやぎ食の安全安心推進条例

平成16年3月23日
宮城県条例第31号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 食の安全安心基本計画（第6条）
- 第3章 食の安全安心の確保に関する施策（第7条—第14条）
- 第4章 みやぎ食の安全安心推進会議（第15条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全安心」という。）の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県、生産者・事業者及び消費者（以下「関係者」という。）による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。
- 二 生産者・事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
- 三 関係法令 食品安全基本法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料取締法（昭和25年法律第127号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、水道法（昭和32年法律第177号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食の安全安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、食の安全安心の確保に関しては県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を実施しなければならない。

2 県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程（以下単に「一連の過程」という。）において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。

（生産者・事業者の責務）

第4条 生産者・事業者は、関係法令を遵守し、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、県が第3章の規定に基づいて実施する食の安全安心の確保に関する施策及び措置に協力する責務を有する。

（消費者の役割）

第5条 消費者は、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けるとともに、生産者・事業者及び関係行政機関に対し、意見を述べ、又は提案を行うように努めることによって、食の安全安心の確保に関し、積極的役割を

果たすものとする。

第2章 食の安全安心基本計画

第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食の安全安心の確保に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

(生産及び供給体制の確立)

第7条 県は、生産者・事業者が安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

第8条 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一連の過程において一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

第9条 県は、食の安全安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努め、関係者間の情報の共有及び消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

第10条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生の未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、一連の過程において適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

第11条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第12条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品についての情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。

2 県は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事実を確認するため必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な手続をとるものとする。

(自主基準の設定及び公開)

第13条 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない。

2 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するもの

とする。

第4章 みやぎ食の安全安心推進会議

(設置等)

第15条 知事の諮問に応じ、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項に関し、情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。

- 一 食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること。
- 二 食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
- 三 食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること。
- 四 その他食の安全安心の確保の推進に関すること。

(組織等)

第16条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 消費者を代表する者
- 三 生産者・事業者を代表する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第19条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ食の安全安心アクションプラン（政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。）は、第6条第1項の基本計画とする。

(検討)

3 県は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

みやぎ食の安全安心推進会議の委員	出席一回につき	11,600円	5 級
------------------	---------	---------	-----

附 則（平成26年宮城県条例第63号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年宮城県条例第19号）

この条例は、公布の日又は食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

附 則（平成29年宮城県条例第69号）

この条例は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成29年法律第70号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成30年4月1日）